



Title	日中歴史共同研究における未公表論文「関係正常化への道（一九四五年―一九七二年）」について
Author(s)	坂元, 一哉
Citation	阪大法学. 2019, 69(3-4), p. 39-99
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87230
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日中歴史共同研究における未公表論文

「関係正常化への道（一九四五年―一九七二年）」について

坂 元 一 哉

はじめに

第一章 未公表論文「関係正常化への道（一九四五年―一九七二年）」

第二章 中国側の修正要望とそれに対する回答

第三章 中国側論文への筆者のコメント

おわりに

はじめに

二〇〇六（平成一八）年の冬、日中両政府は、一〇月に訪中した安倍晋三首相（第一次安倍政権）と胡錦濤国家主席の首脳会談での合意を受け、両国関係の「歴史に対する客観的認識を深めること」によって相互理解の増進を図る^{註1}ため、双方の歴史家一〇名ずつからなる歴史共同研究委員会を立ち上げた。

委員会は、古代・中近世史分科会、近現代史分科会の二つに分かれて研究を行い、北京と東京での二回ずつの全

体会合、また鹿児島、福岡、済南（中国山東省）で分科会の会合を開き、意見交換を行った。研究成果は一部（近現代史第三部）を除き、二〇一〇年に公表され、書籍にもなっている。^{註2}

筆者は、近現代史を担当する一員としてこの委員会に参加し、第二次世界大戦の終結から一九七二年の日中共同声明までの日中関係史を「関係正常化への道（一九四五年—一九七二年）」と題して、およそ三万二千字の論文にまとめた。戦後、日中両国の外交関係が正常化するまでに、ほぼ四半世紀の時間がかかったその歴史的経緯を概観するものである。

本来、この論文は報告書のなかの近現代史、第三部第一章、日本側論文として公表されるはずであったが、それは見送られた。同時期を扱った中国側委員の論文との間に構成、内容面で隔たりが大きく、共同研究の成果として公表するには熟していないという理由からだった。（結局、筆者の論文を含め近現代史第三部、戦後史に関する日中双方の論文、計六本が非公表となった。）

委員会のその判断は間違っていなかったと思う。もしこの委員会が、純粹に学術的な意味で歴史の「客観的認識」を深化し、「相互理解」を増進するという目的のためだけにあるものなら、日中の学者間で同じ時代のとらえ方が大きく異なっている事実をそのまま公表して、時代の「客観的認識」、また双方の時代認識に対する「相互理解」の難しさを確認することには、小さくない意義があったかもしれない。

だが実際のところ、この委員会設置の背景には、小泉純一郎首相の靖国神社参拝問題など、いわゆる歴史認識問題で悪化した日中関係の改善をはかりたいという政治の要請があり、「客観的認識」の深化や「相互理解」の増進もそれに役立つから必要という前提があった。学術的意義だけを追求した結果、歴史認識の大きな溝があらためて両国民の目に印象づけられ、かえって政治的摩擦が増すということになるのは、委員会の趣旨に反する。そ

いう理由からの判断だった。

筆者の論文を含め、非公表になった論文の扱いとしては、学術研究としての利用は構わないということだった。だが筆者は、ある研究会でこの論文とそれに対する中国側委員の反応について概要を説明するだけにしておいた。それから一〇年の月日が経ち、あらためて当該論文と関連の記録を読み返してみると、それらにはいまでも、日中間の歴史認識問題を純粋に学術的に考える際の参考になるところがあるし、参考にしてもらえれば幸いと思うようになった。幸い日中の政治的關係も、歴史認識が関係改善を妨げるといような状況ではなくなりつつある。それでこの場を借りて、その筆者の未公表論文の全文、その論文に対する中国側委員の反応（修正要望）とそれに対する筆者の回答、そして同時期を扱った中国側の論文に対する筆者のコメントをあわせて紹介することにする。それらを紹介したうえで、もし将来、論文が扱った時期に関する日中の共同研究を再開するとしたら、どうしても必要になると考えることを一点だけ指摘したい。

註 1 概要や委員名など詳細は外務省ホームページを参照。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/tekishi_kk.html
註 2 『日中歴史共同研究』報告書』第一巻、古代・中近世史編、同第二巻、近現代史編（勉強出版、二〇一四年）

第一章 未公表論文「関係正常化への道（一九四五年—一九七二年）」

日中歴史共同研究の報告書第三部第一章の日本側論文として公表されるはずだった筆者の論文「関係正常化への道（一九四五年—一九七二年）」（二〇〇八年十二月脱稿）は、第二次世界大戦後、四半世紀をかけて日中関係が正常化された歴史的経緯を概観している。構成は次の通りである。

- 第一節 ポツダム宣言の実行
- 第二節 冷戦と米国対日政策の転換
- 第三節 朝鮮戦争とサンフランシスコ平和条約
- 第四節 日華平和条約
- 第五節 日中経済交流に対する思惑と現実
- 第六節 日本と「二つの中国」
- 第七節 二〇年間の変化
- 第八節 国際情勢の変化——米中和解と中国の国連加盟
- 第九節 日中共同声明

以下、この論文を、そのままの形で掲載する。

「関係正常化への道（一九四五年—一九七二年）」

第二次世界大戦後、日中両国の外交関係が正常化するまでに、ほぼ四半世紀の時間がかかった。本章はその歴史的経緯を概観する。

一 ポツダム宣言の実行

一九四五年八月一四日、日本はポツダム宣言を受諾した。三週間前の七月二六日に米、英、中の三国が出したこの宣言は、敗北が決定的となった日本に対して連合国から戦争終結の条件をつきつけるものであった。

日本にとって厳しい内容の条件である。まず「無責任ナル軍国主義」は駆逐されねばならず、そのために日本は連合国の占領下におかれ、戦争遂行能力を破壊される。次に日本の領土は「本州、北海道、九州、四國及吾等ノ決定スル諸小島」に局限され、朝鮮、台湾は放棄させられる。また連合国の「俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人」には「嚴重ナル処罰」が下されなければならない。日本経済を支える産業の維持は認められるが、再軍備にかかわるものは認められず、連合国の被害に対しては、維持した産業による「實物賠償」が求められる。さらに日本政府は、「民主主義的傾向ノ復活強化」に対する一切の障害を除去し、自由と人權を尊重する政治体制を確立しなければならない。

これらの条件が満たされ、日本国民が「自由ニ表明セル意思」によって「平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府」を樹立すれば、連合国による日本占領は解除される。すなわち非軍事化、民主化、戦争犯罪人の処罰、賠償などがきちんとなされ、日本が生まれ変われば、連合国との間に平和（国交）が回復されるというのである。⁽¹⁾

ポツダム宣言は当然のことながら、連合国の中で最も長く日本と戦っていた中国（中華民国）の意向を反映したものであった。中国政府はすでにカイロ会談（一九四三年一月）の段階で、対日戦処理の構想を固めていたようである。その内容は、日本の武装解除、中国領土の回復、戦争犯罪人および傀儡政権関係者の裁判、そして戦争被害に対する賠償を求める一方で、天皇制の存続については日本国民の決定に任せる、というものであった。⁽²⁾

ポツダム宣言に基づく戦後処理は、日本の宣言受諾から二週間後に日本に乗り込んだマッカーサー連合国最高司令官と占領軍総司令部（GHQ）によって矢継ぎ早に実行に移されていった。まず非軍事化については、日本軍の武装解除、軍の解体、戦犯容疑者の逮捕とともに、軍国主義思想に染まる、あるいは軍国主義を支えたとGHQがみなす人々を大量に追放する。占領開始の翌月一〇月四日には「自由の指令」を発して山崎巖内相以下、内務省、警察関係者約四〇〇〇名の罷免を突然発表した。これをGHQによる不信任と受け取った東久邇（稔彦）内閣は翌日総辞職する。わずか二ヶ月の政権であった。

GHQは翌年一月四日には公職追放令を出して、たんに官職だけでなく、GHQが指定した政党、団体、企業、報道機関などの要職から多くの人々を追放した。対象者は職業軍人や超国家主義者だけでなく、政界、財界の有力者、大学教授、言論機関関係者など多様な人々に及び、結局、占領期間中に、二〇万人以上が追放された⁽³⁾。

マッカーサー元帥とGHQの権限は強大であった。米国政府はマッカーサーに対して、連合国と日本との関係は「契約的基礎の上ではなく、無条件降伏を基礎とする」ものであり、マッカーサーの権限は最高（supreme）のものであると伝えていた。⁽⁴⁾日本側には日本の降伏はポツダム宣言に示された条件を受け入れた有条件降伏であるとの考えがあったが、マッカーサーとGHQはそうした考えを受け入れなかった。

マッカーサーの権限は新憲法の制定に関してもいかになく発揮された。元帥は、日本政府に憲法（大日本帝国憲法）の改正を命じたが、日本政府が改正作業を慎重に行い、基本的には大日本帝国憲法に必要最小限の手直しを加えることで応じようとするのを見て、GHQ内の民政局に新憲法草案を起草させるという非常手段をとった。民政局の二〇数名のスタッフが一〇日足らずで書き上げた草案は、できあがるとすぐに日本政府に手交された（一九四六年二月一三日）。

草案の内容は象徴天皇制や戦争放棄・戦力不保持を定めるなど日本政府を驚かすものであった。憲法を外国人が起草するということも含めて、日本政府は反発したが、結局、受け入れざるを得なかった。その大きな理由はGHQが天皇の安全のためにも草案を受け入れるべきだと主張したからである。マッカーサーは占領政策の円滑な実施のために天皇を守らねばならないと決意していたが、そのためには徹底した非軍事化および民主化と天皇の存在が矛盾しないことを連合国の諸国民に示さねばならなかったのである。⁵⁾

新憲法は日本の非軍事化および民主化を推し進めるものであった。憲法九条は日本が「国際紛争解決の手段としての」戦争を「永久に」放棄することを明記している。また、そのことを確実にするために陸海空、戦力の不保持もうたっている。戦力不保持の方は後に自衛隊が創設され、戦後日本の実態に合わなくなるが、「国際紛争解決の手段としての」戦争の放棄の方は、戦力不保持という縛りがなくなった後も、戦後日本が厳密に守る規定となった。戦前の日本の失敗は、つまるところ、中国大陸における権益の維持と拡大をめぐる紛争を解決する手段として軍事力を用いたことに起因する。その意味でこの規定は過去を反省し、過去の軍国主義の過ちを繰り返さないことを日本に誓わせるものであった。

新憲法が民主化を推し進めたのも間違いない。むしろ戦後の民主化すべてが新憲法の賜というわけではない。たとえば女性の参政権は旧憲法下で実現された。戦前の日本にはいわゆる「大正デモクラシー」の伝統があり、弱い土台の上ではあったが、議会制民主主義が花開いた時代もあった。連合国もそれがわかっていたので、ポツダム宣言の文言は日本の「民主化」ではなく、「民主主義的傾向」の「復活強化」となっている。その「復活強化」の中には旧憲法下でできるものもあった。

しかし新憲法が戦前の民主主義につきまとった憲法体制上の欠陥を是正したのは間違いないだろう。とくに重要

なのは、議会による首相指名を憲法上の規定にしたことである。戦前の体制下では天皇が首相を選ぶことになっていて、「大正デモクラシー」などで見られた議会第一党の党首が首相になるというのは慣行としてのことであった。間接的とはいえ、国民が自らの指導者を選挙で選ぶことを憲法が保証すれば、被治者の同意に基づく政治制度である民主主義の強度は増す。

非軍事化および民主化とともにポツダム宣言に盛り込まれた戦争犯罪者の処罰は二つのかたちで進められた。一つは戦争を引き起こした戦争指導者の責任を問うかたち。もう一つは戦争中、残虐行為に関わった将兵の責任を問うかたちである。

前者は、米国の主導下で連合国が開いた東京裁判（極東国際軍事裁判）を舞台にした。一九四六年五月三日に開廷した東京裁判は、約二年半後の一九四八年一月一二日に判決が下され、被告二五名、全員が有罪となった。戦時中に首相を務めた東条英機以下、七名には死刑が宣告された（二月二三日、処刑）。東京裁判には「無責任ナル軍国主義」者の処罰を世界に印象付けけるという政治的な意味はあった。だが手続きの不公平さ、事実認識の正確さ、「平和に対する罪」という事後法の不当性など、法的には問題の多い裁判であり、日本の戦争責任に関する議論をかえって混乱させてしまったように思われる。⁽⁶⁾（補注）

後者は、連合国の中の八カ国（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、オーストラリア、中国、フィリピン、ソ連）が様々な場所で行った裁判が舞台となった。一九四五年から六年間にわたって、統計が不明なソ連の裁判を除き、約五七〇〇人が裁かれ、九〇〇人以上が死刑に処せられた。このうち中国では、中華民国政府が一九四六年四月から北京や南京など一〇カ所で裁判を開いた。八八三人が起訴され、有罪は五〇四人、うち死刑が一四九人である。その中には谷寿夫中将など南京虐殺事件への関与を問われたものも含まれる。中華人民共和国成立後、中国

政府は一九五〇年七月にソ連から引き渡された九六九人など二〇〇名以上の戦犯容疑者のうち四五名を起訴し、一九五六年六月から七月にかけて瀋陽、太原で裁いた（起訴された者は全員有罪、死刑なし⁽⁷⁾）。

連合国が受けた被害を補償するための賠償の取り立ては、海外の日本資産を没収するとともに、平和的な経済の運営および占領に必要なものを除いた、物資、工場、設備、施設を日本から移転する「実物賠償」の方針で実行された⁽⁸⁾。この方針は、第一次世界大戦後の対ドイツ賠償政策がドイツの支払い能力をはるかに超える賠償金を取り立てようとして実行できなかったばかりか、ドイツ経済を大混乱に陥れ、結局ヒトラーの台頭にもつながるドイツ国民の反発を生むだけに終わったことを教訓にしていた。巨額の賠償金を支払うためには巨額の貿易黒字が必要になる。しかし、第一次大戦後のドイツにそれが難しかったように、第二次大戦後の日本にとって、それは不可能なことであった。

「実物賠償」という考え方は連合国の対日賠償政策が第一次大戦後の対独賠償政策ほど懲罰的ではなく、より現実的なものになることを意味していた。ただ問題は、取り立てる「実物」の範囲である。在外資産の没収は当然としても、日本国内からの資産移転が大きければ日本経済の先行きは苦しくなる。

この点、占領初期の米国政府の態度は厳しいものであった。一九四五年一月一日、連合国賠償委員会のポーラー大使は、トルーマン米大統領の個人代表の資格で来日し、中国を視察した後、中間賠償計画案を発表した。その内容は、工作機械製造能力の半分、陸海軍工場の全部、航空機工場の全部、年間二五〇万トンを超える鋼鉄生産能力、石炭火力発電所の半分などを日本から撤去するというものである⁽⁹⁾。その厳しさには連合国とGHQ内からも批判が出た。

だがそれでも、このポーラー案は部分的に実施された。一九四七年四月、米国政府はマッカーサーに中間賠償の

取り立て権限を与える。この権限に基づきGHQは賠償用に指定された産業施設の三〇%をすぐに取り立て、それ
を一九四八年一月から三回にわたって、中国（一五%）、フィリピン（五%）、オランダ（五%）、イギリス
（五%）の四カ国の戦災復興のために引き渡した。引き渡された産業施設の時価は四五〇〇万ドルである。⁽¹⁰⁾

中国政府は戦時中から「實物賠償」の考え方をとっており、カイロ会談ではルーズベルトに対して、工業機械・
設備、船舶、鉄道、車両などによる賠償を提案していた。⁽¹¹⁾ 中国は日本との戦争でもっとも被害を受けた国だけに、
賠償の取り立てに強い関心をいだき、日本占領開始後は米国に対してその早期実施を求めた。ポーレー案に基づく
中間賠償は歓迎すべきものであった。

二 冷戦と米国対日政策の転換

こうしてポツダム宣言に従って日本の非軍事化、民主化、戦争犯罪者の処罰、賠償政策が進行していた一九四七
年三月一七日、マッカーサー元帥は、日本の軍事占領を早く終わらせ、できれば一年以内に連合国と日本の間で講
和条約を結びたいと発言した。マッカーサーの発言は世界中に伝えられ、対日講和の気運が高まった。

しかし七月に米国政府が対日講和の予備会議を呼びかけると、連合国の足並みの乱れが明らかになる。米英中ソ
四国は予備会議の表決方式について一致することができず、結局会議は不開催となった。その背景には国際情勢の
変化があった。

マッカーサーの発言は、世界に冷戦の到来を告げたトルーマン・ドクトリンの発表から一週間も経たないうちに
なされたものである。第二次世界大戦を連合国としてともに戦い勝利に導いた米ソ両国の関係は、すでに大戦中か
ら東欧の戦後処理をめぐるきしみはじめていた。戦争が終わるとヨーロッパ戦後処理の最大の焦点であるドイツ

をめぐる対立が次第に抜き差しなくなくなり、早くも一九四七年には、両国が戦後の世界で協調を継続していくのは難しい状況になっていた。

その米ソ対立はヨーロッパだけでなく、アジアにも影を落とすつつあった。中国では、一九四五年一月から始まった米国の調停（マーシャル・ミッション）で、いったんは停戦が実現していた国民党と共産党の対立が再び激化し、一九四六年六月からは本格的な内戦になっていた。⁽¹²⁾ 米国は一九四七年の初頭には調停努力の打ち切りを表明せざるを得なくなる。また朝鮮半島は北緯三八度線を境に、北はソ連軍、南は米軍が占領する分断状態が続いていた。一九四五年十二月、モスクワで開かれた米英ソの外相会議では、臨時朝鮮政府の樹立や最長五年間の信託統治案などが合意されていたが、実行機関として設けられていた米ソ合同委員会内での話し合いは難航し、どちらも実現していなかった。

冷戦がアジアに波及する中、米国政府は、対日政策を変化させる。その変化を主導したのは「封じ込め」という米国冷戦政策の設計者であったG・F・ケナンであった。ケナンは、日本はアジアにおいて唯一、近代的な軍事力を量産する潜在的な工業力を持つ国であるから、米国は日本を自由陣営の一員として強化する必要があると考えた。ケナンは対日政策の重点はいまや非軍事化と民主化よりも政治と経済の復興におかれるべきだと主張したのである。ケナンは一九四八年三月、日本を視察してマッカーサーと会見し、対日占領政策の軌道修正を訴えた。ケナンの主張の骨格は米国の政策文書NSC一三／二（一九四八年一〇月）となって結実し、米国は対日占領政策を転換する。⁽¹³⁾

米国の政策転換は、中国政府にとっては痛手となった。たとえば米国は日本の経済復興のために、中国政府が歓迎するポレー案に基づく中間賠償政策を打ち切った（一九四九年五月）。米国の変化からある程度の賠償政策の緩和は受け入れざるをえないと考えていた中国政府であるが、まさか中間賠償の全面停止になるとは想定していな

かった。⁽¹⁴⁾ 中国政府は反発を強めたが、このころ、国民党は共産党との内戦に決定的に敗れつつあり、米国に対する影響力は限られていた。

しかし国民党であれ共産党であれ、中国にとって米国の対日政策転換が持つより大きな意味は、米国が中国ではなく日本をアジアにおいて最も重要な国と位置づけ、戦時中以来の中国重視政策を改めはじめたことである。戦時中、ルーズベルト米大統領は米英ソ中が「四人の警察官」として世界政治を管理するとの構想をいだくなど、中国の大国化に期待を寄せた。⁽¹⁵⁾ だが戦後、冷戦の到来により、米国はソ連を敵とみなしはじめたし、ソ連に対抗するために大事な国は内戦で混乱する中国ではなく、潜在的に大きな工業力を持つ日本だと考えはじめたのである。

その変化は連合国と日本の講和のあり方にも大きな影響を与えるものであった。それまで米政府自身が用意していた対日講和案は、一九四六年六月にバーンズ國務長官が提唱した米英ソ中四国による講和後二五年間の対日監視という考え方の流れをくんで、極東委員会構成国の大使からなる理事会と対日監視委員会が講和後二五年間、日本の非武装化と非軍事化を確保する仕組みを持つものであった。⁽¹⁶⁾ いわば日本「封じ込め」の色彩が濃い講和案である。だがいまや米国は「封じ込め」の対象を日本（やドイツ）でなくソ連に変え、日本の経済復興を助けて自陣営に引き込もうとしていた。それは占領政策の緩和を生み、やがて懲罰色の薄い、日本に有利な講和につながっていく。

三 朝鮮戦争とサンフランシスコ平和条約

米国の政策転換とそれにとまなう占領政策の緩和により、日本国内には「事実上の講和」と呼ばれるような状況が生まれた。しかしそれは、独立回復を求める日本人を満足させなかったし、米国としてもいつまでも占領を続け

るわけにはいかなかった。また東アジアの国際環境も国共内戦の大勢が明らかになり、一九四九年一〇月には中華人民共和国が成立するなど、米国に東アジア政策の再調整を迫った。そうした中、一九四九年の九月、米英両国は対日講和の推進で一致する。

米国はそれ以後、米英主導の対日講和に乗り出していくが、国際情勢の激動がその動きを後押しした。一九五〇年六月二五日に勃発した朝鮮戦争である。

この戦争は東アジアにおける国際政治地図の色分けを明確にするものであった。すでに米国は日本を友好国として育成する政策をとりはじめていたが、他方で一九五〇年の初頭までは、毛沢東が率いる共産党支配下の中国を明白な敵とはみなしていなかった。毛沢東がソ連と距離を置き、ユーゴスラビアのチトーのように独自の路線をとるという期待を捨てきれなかったからである。⁽¹⁷⁾しかし、同年二月、中ソの軍事同盟が成立したうえに、一〇月以降、中国が朝鮮戦争に軍事的に介入して米軍と激突するようになると、中国はアメリカにとって東アジアにおける不倶戴天の敵となった。その裏返しとして、日本を友好国として強化する政策の重要性が増す。

またこの戦争は米国にとつての日本の軍事戦略的価値を確認させるものでもあった。日本の基地が使えなければ、米軍は朝鮮半島で戦線を維持することができなかつただろう。その意味でも日本を自陣営に取り込む講和をまとめる必要性が明確になった。

トルーマン米大統領が朝鮮戦争勃発前に、米国政府の対日講和交渉担当者を選んでいたのは、国際経験豊かな有力共和黨員、ダレスであった。トルーマンがあえて共和黨員のダレスを選んだのは対日講和という重要対外政策を超党派で進めるためである。米国内では「中国の喪失」（共産主義中国の誕生）をめぐる共和党が民主党政権の対中国政策を厳しく批判しており、政府内には多数の共産主義者がいて米国を裏切っているという、マッカーシー

上院議員の政府攻撃も始まっていた。トルーマンは対日講和がそうした国内政治対立の餌食にならないように配慮したのである。ダレスは朝鮮戦争勃発を見て、対日講和を急ぐ必要を痛感し、米政府内の意見を取りまとめるとともに、講和後の米軍駐留、賠償請求権の放棄などをうたった米国政府の「対日講和七原則」に基づいて連合国、日本との交渉を精力的に進めた。⁽¹⁸⁾

一九五一年九月八日、サンフランシスコにおいて連合国四八カ国と日本の間で結ばれた平和条約は、ダレスが「和解と信頼の講和」と呼ぶように懲罰的色彩の薄い条約であった。⁽¹⁹⁾ まず条約のどこにも、ベルサイユ条約にあったような「戦争責任」への言及がない。条約作成の交渉過程において英国が出した草案には、前文に「戦争責任」の文言が盛り込まれていた。だが機密保持を条件に米国側からその草案を見せられた吉田茂は強く反発し、ダレスも吉田の反発に理解を示した。⁽²⁰⁾

賠償とはいえば、「対日講和七原則」でうたわれた賠償の放棄こそフィリッピンなどの反対で撤回され、日本は「戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべき」ことが定められた。しかし同時に、日本が「存立可能な経済を維持」することを前提とすれば、日本の経済資源は連合国の損害と苦痛を完全に賠償するには十分でないことも認められた。そのため日本が行う賠償は、連合国内にある日本人資産の没収と、日本により占領され損害を受けた連合国が希望した場合に損害修復のために日本人が行う役務賠償に限られた。領土については、カイロ宣言、ポツダム宣言に従って朝鮮の独立や台湾の放棄が定められ、日本の領土を主たる四島と諸小島に限ることが確認された。後者のうち、千島列島は放棄させられたが、沖縄と小笠原については米国の施政権下に入るものの、日本に潜在的主権は残ると解される取り決めになった。なお日本は樺太の南半分も放棄している。

サンフランシスコ平和条約に中国は調印していない。ソ連も調印しなかったが、講和会議に参加したうえでこの

とであり、中国の場合はそもそも北京政府、台北政府ともに講和会議に招請されなかった。これは、中華人民共和国を承認している英国と、中華民国を承認している米国との間で意見があわず、結局、どちらも会議に招請しないことになったからである。米英は中国に関する領土問題である台湾（および澎湖諸島）の処理については、平和条約に日本が主権を放棄することだけを書き込み、条約自体が台湾の将来の帰属を決定しないものとした。そのうえで日本が将来いずれの政府と講和するかは日本の自主的な判断に任せることが米英間の了解事項となった。⁽²¹⁾

だが、日本の自主的な判断に任せるというのは多分に形式的な話であった。米国は日本が北京政府と講和するとはまったく想定していなかった。実際ダレスは、サンフランシスコ講和会議の数ヶ月前に台北政府に対して、中国抜きでの平和条約になっても、日本は後で必ず中華民国と別個の条約を結ぶと請け負っている。⁽²²⁾だが講和会議後、ダレスは吉田首相の国会答弁（十月）に危惧の念をいだいた。吉田が両政府のどちらを日本が選択するかを明言せず、中国本土との貿易のために上海に貿易事務所を開く可能性にさえ言及したからである。⁽²³⁾十二月に訪日したダレスは、この問題で日本の態度が明確でなければ米上院での平和条約、安保条約批准審議が難しくなるとして、吉田に中華民国との講和を明確にするように求めた。吉田はダレスに書簡を送ってそのことを明確にしたが、書簡の原文はダレスが作成したものである。⁽²⁴⁾

この「吉田書簡」（一九五一年二月二四日）に見られるように、⁽²⁵⁾中華民国と講和するという日本の選択の背後には米国の強い圧力があつた。この圧力に対して日本政府は強くは抵抗しなかった。たしかに外務省には、日本が台北政府を承認するだけでなく、国家間条約まで約束することには抵抗感があつた。当面は何らかの政府間協定を結んでおいて、将来的に中国が統一されたらそれと国家間条約を結ぶのが正しいやり方だと考えていたからである。だが米国の意向を受けて、それは仕方ないとあきらめた。吉田の方はダレスから「吉田書簡」の原案を示されると

あつまり受け入れている。字句の修正は求めたが、外務省の記録を見る限り、実際になされた修正（数カ所）は本質的なものではなく、ダレス側との調整はすぐについた。⁽²⁶⁾

吉田は五年後に出した回顧録の中で、国民政府と関係を修復することは望ましいが、深入りして北京政府を否認することは避けたかったと述べている。中国とソ連とは文明も国民性も異なり、民族的に相容れないところがあるから中ソ対立の可能性が高い。だから北京政府との関係を決定的に悪くするのは得策でない、というのが吉田の判断であった。⁽²⁷⁾

だがたとえそうだとしても、当時の吉田が北京政府と近い将来に講和できる、あるいはすべきと考えていたようには思えない。「吉田書簡」は日本が北京政府と講和条約を結べない理由として、中国の共産主義政権が（朝鮮戦争に関連して）国際連合から侵略者と非難されていること、一九五〇年に締結された中ソ友好同盟及び相互援助条約は日本に向けられていること、同政権が日本の体制転覆をねらう日本共産党を支援していると思われることをあげている。吉田の共産主義に対する敵対心から見て、その説明は吉田の本心からかけ離れたものではないと見てよいだろう。

四 日華平和条約

日本と中華民国との交渉は「吉田書簡」の二ヶ月後、一九五二年二月二〇日から台北で始まった。交渉は条約の名称をどうするかで最初から揉めた。中華民国側は「平和条約」の名称を求めたが、日本側は「吉田書簡」には「二国間条約」とは書いてあるものの「平和条約」を結ぶとは書いていないとして難色を示したのである。この問題は日本側が妥協したが、その後も交渉は、賠償問題や条約の適用範囲の問題などをめぐって難航した。

中華民国側は、米国上院内の台湾支持派がサンフランシスコ平和条約の批准を渋れば日本との交渉を有利に運ぶことができる⁽²⁸⁾と期待していたようである。だが三月中旬に同条約の批准が決定的になると譲歩を余儀なくされる。蒋介石は外交部に日本との平和条約はサンフランシスコ平和条約発効以前に調印するように指示していた⁽²⁹⁾。実際、日本国と中華民国との間の平和条約（日華平和条約）は、サンフランシスコ平和条約発効の七時間前、四月二八日の午後に台北で調印された。

「日本国と中華民国との間の戦争状態の終了」をうたう日華平和条約⁽³⁰⁾は、サンフランシスコ平和条約にもまして、懲罰的な色彩の薄い条約であった。まず中華民国側は「日本側の感情を配慮」して条約の中に「戦争の由来と責任」について言及することを求めなかった⁽³¹⁾。次に戦争犯罪人の取り扱いに関しては、サンフランシスコ平和条約第一一条の適用除外が盛り込まれた。これにより日本で服役中の中華民国関係の戦犯服役者の赦免などの決定が日本政府に任されることになった。

また激しい議論になった賠償問題についても、条約本文中ではなく付属の議定書において、中華民国が「日本国民に対する寛厚と善意の表徴」として役務賠償を「自発的に放棄」することになった。日本側は条約交渉中、役務賠償は実質的な価値があまりない、賠償は日本が中国に残した資産をあてれば足りる、賠償はほぼすべて中国大陸と関連するので今決めるのは適当でない、賠償要求は日本には寛大に対応するという中華民国の姿勢とは合わないなどの理由をあげて賠償を逃れようとした⁽³²⁾。

これに対して中華民国側は、戦争でもっとも被害を受けた中国が、一部の連合国が受けることができる賠償と同じものを受け取れないのは理不尽であり、そうなれば中国人民は中華民国が連合国と対等の地位を失い、自分たちの賠償要求権を売り払ったとみなすだろうから、賠償放棄はできないとの主張を展開した⁽³³⁾。だが結果的にはほぼ全

面的に譲歩することになった。

賠償問題と同じく大きな争点になった条約の適用範囲については、付属の議定書で条約の適用範囲を中華民国に關しては「中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域」としていた。これは「吉田書簡」に従ったときめである。

しかし中華民国側は、この文言に、それが中華民国政府の大陸における主権を害するものではない旨の文言を附加しようとした。だが日本側はそれを受け入れなかった。もともと中国側がその文言の中の「又は」という表現は、条約が台湾に適用されると、大陸には適用されない、との解釈も成り立ちうるので「及び」に変えて欲しいと要求したので、その点は譲って「又は」という表現が「及び」と同じ意味にとることができる旨を「同意された議事録」に残した。ただしその際にも日本側は、条約が「中華民國政府の支配下にあるすべての領土に適用があることを確言する」と述べて、「及び」という意味でも条約が、現に中華民国の支配下でない大陸に適用されると解釈されないように注意を払った。⁽³⁴⁾

なお日華平和条約は領土問題については条約本文でサンフランシスコ平和条約における日本の台湾（および澎湖諸島、新南群島、西沙群島）放棄を確認した。放棄された領土がどこに所属するかは明示されていない。

日華平和条約の締結に中華人民共和国は激しく反発した。条約調印の一週間後に声明を出した周恩来総理（兼外交部長）は条約締結を「日米反動派」の「気狂いじみた陰謀」と評した。また周はサンフランシスコ平和条約は日本を米国の軍事基地と属国に変えて戦争を準備する条約であり、日華平和条約は米国政府が「みずから育成してきた二つの走狗を提携させ、この手でわが中華人民共和国へ軍事的脅威を作りだす」条約だと強く批判した。⁽³⁵⁾

五 日中経済交流に対する思惑と現実

日華平和条約締結（一九五二年）から日中共同声明（一九七二年）に至る二〇年間、日本政府は中華民国を承認しつつ、中華人民共和国との経済交流を進めようとした。これに対して中華人民共和国政府は、日本政府に承認変更を求め続け、経済交流もそのための圧力に使おうとした。日本政府は「政経分離」の立場、中華人民共和国政府は「政経不可分」の立場に立って関係改善に取り組んだのである。だが、冷戦下、激しい米中対立が続く中で双方の立場に妥協点を見いだすのは難しく、それぞれの国内事情もあって、日中関係の改善はきわめて限定的なものにとどまった。

日本側が経済交流を求めた背景には、日本の経済復興のためには、戦前に輸出入の大きな割合を占めた中国大陆との貿易再開が欠かせないと認識があった。いまだ占領が続く一九五〇年四月二八日、参議院は「中日貿易促進に関する決議」を出しているが、その決議は中国との貿易再開は米国の援助が漸減する日本の経済にとって重要な問題であり、産業界も一般国民もそれを強く希望しているとして、政府が「政治問題やイデオロギーの問題を離れ、純経済的観点から」中国との直接貿易を再開すべく努力すべきと主張するものであった。この決議に対して政府は、中国との貿易が日本経済にとってきわめて重要であることは決議の通りであり、現状において可能なあらゆる手段を通じて日中間の貿易増進に努力すると答えている⁽³⁶⁾。

残念ながら、この決議の二ヶ月後に勃発した朝鮮戦争によって日中貿易の促進は挫折したが、休戦協定成立の二日後、一九五三年七月二九日には衆議院が政府に日中貿易の制限を緩和し、その促進に有効適切な措置をとるよう求める「日中貿易促進決議」を可決した（翌日参議院も可決）。その決議は深刻な不況と貿易の極度の不振を打開

する策として「隣邦五億の大衆を擁する」中国との貿易を再開する必要が緊急度を増しつつあり、国民の希望も強くと訴えるものであった。政府は、善処を約束した。⁽³⁷⁾

こうした決議は日中貿易の促進を求める民間団体の活動を背景にしていた。すでに占領中に「中日貿易促進会」が発足（一九四九年五月）し、対中貿易の必要を説いていた。この団体は共産党の強い影響下にあったが、やがてより中立的な人々の中にもその必要を説く動きが生まれ、一九五四年九月には、大企業の役員・管理職などが指導者の多くを占める「日本国際貿易促進協会」が設立（一九五四年九月）された。⁽³⁸⁾

日本の中には、日中貿易は日本の経済復興に資するという考えとともに、吉田首相のように日中貿易の政治的効果に期待する見方もあった。吉田は、中ソ間の離間をはかるために自由主義諸国は中国との貿易を過度に制限すべきではないと考えていた。⁽³⁹⁾ また吉田は日中間で貿易ができれば、それが中国の体制変化を助長するとも期待していたようである。一九五一年七月、新聞記者から中国共産主義をどう見るかと聞かれて吉田は次のように答えている。「ごく抽象的に言うより仕方ないが、わたしとしては正面から政治、軍事の問題で中共を料理するというよりは、むしろ中国国民全體の生活を経済的によくすることによって、また中国における民主主義、自由主義の復興が計られることになって、この國全體が國民の氣持を通じてわれわれの好ましい方向に傾いて來るといふようなことを考えている」⁽⁴⁰⁾

吉田が言うような政治的効果の計算が日本政府の日中貿易政策においてどのような位置を占めたのかは明らかでない。だが戦後日本の外交路線を方向付けた吉田茂にそうした計算があったことは留意しておくべきだろう。

ただし、日中貿易の政治的效果といえば、やはり「政経不可分」の立場に立つ中国側の方がそれにより多くを期待していた。中華人民共和国政府は日本国内で日中友好を唱える野党や民間人の動きに期待し、民間レベルの経済

交流を梃子にして日本政府を日中関係正常化に向かわせる「民間先行、以民促官」（民間交流が先で、それにより政府の交流も促す）の政策をとった。⁽⁴¹⁾ 激しく反発した日華平和条約の成立から日も浅い一九五二年六月、日本政府の意思に反して北京入りした三人の政治家と中国国際貿易促進委員会が「第一次日中民間貿易協定」を結んだのもその政策の表れである。

中国政府は、日本政府と日本国民を区別して、政府とは対立関係にあつても、国民とは友好関係を築くという方針で日本に臨んだ。そのねらいは中国共産党が中華人民共和国建国後、対日政策を本格的に検討した最初の文書「中共中央の対日政策並びに対日活動方針及び計画について」（一九五五年三月一日）からも明らかである。この文書は対日政策の基本原則として、日中両国民の友情を築き上げるとともに、日本国民の反米闘争と独立、平和、民主運動に間接的な影響を与える。日本政府に圧力をかけて米国を孤立させ、対中政策を変化させる。日本からの米軍の撤退を求める、などを対日政策の基本原則として打ち出すものであつた。⁽⁴²⁾

日中それぞれの思惑を背景に日中貿易は拡大したが、右肩上がりというわけではなく、日本の全貿易に占める中国の割合は一九五〇年代、六〇年代においては、戦前のレベルとはほど遠く、低いままであつた。⁽⁴³⁾

そうなった理由の一つは、米国が主導する対共産圏輸出統制委員会（COCOM）によって、対中貿易が制限されていたからである。とくに日本の対中貿易は、日米間の秘密協定などあつて、厳しく統制されていた。⁽⁴⁴⁾

しかし、仮にこの冷戦戦略上の輸出制限がなかったとしても、日本の対中貿易がすぐに大きく伸びることはなかっただろう。というのも、中国は共産主義体制下で工業化に取り組んでおり、日本が戦前のように原料を安く買って低品質な消費財を比較的高く売るといやり方は通用しそうになかったからである。日本政府の中にも、またアメリカ政府の中にも、中国の体制を考えると日中貿易が戦前のような重要性を持つことはないという冷めた見方が

あった。⁽⁴⁵⁾

日中の民間貿易が日本政府の対中政策、対米政策を大きく変化させることもなかった。中国政府は、一九五四年末に吉田の後を継いだ鳩山一郎の政権に期待したかもしれない。鳩山政権誕生の二ヶ月前、中ソ両国は共同で日本との関係正常化を呼びかける宣言を出していた（「対日関係に関する中ソ両国政府共同宣言」一九五四年一〇月一二日）。これに対して鳩山は内閣発足後の記者会見で、中国やソ連との「国交を正常に戻すことは、世界平和に通じる道である」と語ったのである。⁽⁴⁶⁾ 鳩山は民間貿易の促進にも理解を示し、第三次民間貿易協定（一九五五年五月四日）に対して口頭ではあるが「支持と協力」を約束している。⁽⁴⁷⁾

鳩山政権の誕生は、朝鮮戦争とインドシナ戦争の休戦によりアジアの国際情勢に緊張緩和のムードが高まった時期と重なっていた。中国政府は平和共存五原則を提唱し、またバンドン会議（一九五五年四月）に参加して、国際社会に中立主義の気運を高めようとしていた。そういう中で吉田の「向米一辺倒」路線から距離をおく鳩山政権の誕生は歓迎できるものだっただろう。

だがその鳩山も、対中認識は、「国府、中共ともに充分な独立国家」であるから日本は「いずれの政権とも隣国として友好関係でやっていくべき」というものに止まっていた。中華人民共和国政府が期待する承認変更にも動くようなものではなかったし、記者会見での発言にもかかわらず、ソ連の場合とは違って、実際に中国との国交回復に乗り出そうとはしなかった。⁽⁴⁸⁾

六 日本と「二つの中国」

経済交流によって日中関係を改善するという考え方は、鳩山の後を継いだ石橋湛山が病に倒れた後に誕生した岸

政権においてその限界を露呈する。政治関係の悪化が民間貿易を断絶に追い込んだのである。中国政府はかつて満州国で事実上の産業大臣として辣腕を振るった岸信介の政権に対して、初め静観の態度を示していた。しかし一九五七年六月、岸が訪問先の台湾で、蒋介石の「大陸反攻」に同情する発言をし、米国訪問の際も中国共産主義の脅威を唱えてからは、岸内閣を非難しはじめる。

その後が始まった第四次日中民間協定交渉は、通商代表部の相互設置とその外交特権の問題で難しい交渉になった。翌年三月によく協定は調印されたものの、その後のいきさつで日中関係は行き詰まる。

まず問題に火つけたのは、中華民国の激しい反発である。中華民国政府は日本政府に対して、中華人民共和国の通商代表部に国旗の掲揚といくつかの外交特権を認める第四次民間協定を承認しないように強く迫り、日本政府の反応が鈍いを見ると日華間の通商交渉を打ち切り、対日輸入取引を停止させた。これに対して日本政府が民間の通商代表には特権的な地位を与えない、国旗掲揚の権利も認めない、と弁明すると中華民国側は了承したが、今度は中国側が態度を硬化させた。

しかも日中間の応酬が続いていた五月二日、長崎市内のデパートで開かれていた中国品見本市で一青年が中華人民共和国の国旗を引きずり降ろす事件（長崎国旗事件）が発生した。日本政府は、承認していない国家の国旗は国旗とは見なせないとの立場をとり、中国政府の怒りに油を注いだ。五月一日、中国の陳毅外交部長は日本との経済・文化交流はすべて断絶すると声明した⁽⁴⁹⁾。

中国政府がそこまでの厳しい態度に出たのはもちろん「中国を敵視する」（陳部長）岸政権に対する反発からである。ただ、中国がこのころ内外政策全般において、強硬路線に転じていたことも無視できない。毛沢東の有名な「東風は西風を圧する」という演説（一九五七年一月）にも表れているように、中国の指導者は東西冷戦のバラ

ンスが東側に有利に働いていると判断し、対外的には台湾海峡危機の際に見られるような強硬姿勢をとった。また国内的には急進的な人民公社化を進める「大躍進政策」がとられていた。⁽⁵⁰⁾そこに岸内閣への強硬な態度を生み出す下地があったと思われる。

陳部長が交流断絶を語った後、中華人民共和国政府は政治と経済は不可分で、経済交流は政治に従うべきという「政経不可分」の立場を明確にした。その端的な表れが、八月になって公式に示された「政治三原則」である。それは日中関係再開の前提条件として、中国敵視政策をやめること、「二つの中国」をつくる陰謀に加わらないこと、日中両国の正常関係の回復を妨げないことの三つをあげるものだった。⁽⁵¹⁾そしてこの原則に反しているとみなす岸内閣に対する対決姿勢をますます強め、とくに岸内閣が進める安保改定に対して猛烈な批判を加えた。

暗礁に乗り上げた日中貿易関係が本格的に再開するのは四年半後、一九六二年一月になってからであった。「日中総合貿易に関する覚え書き」に署名した寥承志と高碕達之助両代表の頭文字をとって、再開された日中貿易は「LT貿易」と呼ばれた。LT貿易の背景には日本側の積極姿勢があった。岸の後を継いだ池田勇人は日中貿易の意義を決して過大に考えていたわけではないが、貿易再開を求める経済界の動きを支援した。⁽⁵²⁾

しかしこの貿易再開には中国側の事情もある。「大躍進政策」の失敗は自然災害と相まって食糧危機を生み出すほど中国経済を疲弊させた。その一方で、ソ連との関係悪化（中ソ論争）のために、ソ連の技術支援が受けにくくなり、中ソ貿易も冷え込んだ。そのためLT貿易による日本側の対中輸出は化学肥料、農薬、農業機械などが多くを占めることになる。中国政府はLT貿易について「政経不可分」の原則を主張はしたものの、実質的には「政経分離」を受け入れたということもできる。⁽⁵³⁾

日本政府は「政経分離」による民間貿易の再開を歓迎したが、米中対立の中で中華民国と国交を持つ日本の立場

では、その「政経分離」による貿易も容易ではないことがすぐに明らかになる。米国政府と中華民国政府は、倉敷レーヨンが延べ払い方式で中国に輸出するビニロン・プラントについて日本政府が政府系金融機関である輸出入銀行の融資を認可した（一九六三年八月二〇日）ことにかみついた。米国はそれがココム違反だとして反対し、中華民国は日本政府による対中援助であるとして反対したのである。

とくに中華民国側の反発が強く、その反発は一〇月に発生した周鴻慶事件に対する日本政府の反応によってさらに激しいものになった。周鴻慶は来日した中国代表团（機器視察）の通訳である。周は代表团が帰国する直前にソ連大使館に駆け込み、政治亡命を申請した。身柄を日本政府に引き渡された後、周は亡命希望先を台湾、日本と変更した後、結局、申請を取り消し中国帰国を希望する。中華民国政府は周が最初台湾を亡命先にあげたことをもって身柄の引き渡しを強く要求したが、日本政府は周の意思を何度も確認したうえで翌年一月一日に中国に向けて出国を許した。この措置に怒った中華民国政府は駐日代理大使を引き揚げ、日本製品の買い付けを停止した⁽⁵⁴⁾。

驚いた池田首相は中華民国との関係修復のため、吉田首相に蒋介石との会談を依頼した。訪台した吉田は蒋介石に直接、日本政府の立場を説明して、中国向けのプラント輸出については当面、輸銀融資を行わないという趣旨の書簡を手渡した。同時に吉田は蔣との間で共産主義を大陸より追放するという反共政策うたった「中共対策要綱」にも合意している⁽⁵⁵⁾。吉田の訪台により中華民国政府の態度は和らぎ、日台間の断絶状態には終止符が打たれた。

一九六四年十一月、病気で辞任した池田に代わって佐藤栄作が首相になった。佐藤政権誕生後、日中関係はさまざまな理由で悪化し、停滞した。その状態は基本的に七年半後の佐藤退陣まで続いた。日中貿易はLT貿易が一九六七年に期限切れとなった後には、一年ごとの貿易取り決めを行う方式に切り替えられた。この貿易はLT貿易とは違って政治色が色濃く出るものとなった。中国側は日本側に政治的意見の一致を求め、日本側は日本政府を批判

したうえで貿易取り決めを結んだのである。たとえば一九六八年に最初の取り決めが結ばれた後に出されたコミニケには「日中関係の障害は米帝国主義と日本当局の推し進めた中国敵視策によってもたらされたものである」と明記された。⁽⁵⁶⁾

佐藤政権下で日中関係が悪化したのは、一つには、佐藤政権が親米政策を強めたからである。佐藤首相はベトナム戦争を戦う米国を支持し続けた。佐藤自身は政権獲得当初は対中政策に柔軟な考え方を持っていたようだが、米国支持を明確にする中で、中華民国寄りの姿勢も強めた。

佐藤政権が親米色、親台湾色を強めたのは、なにより日本国民の悲願であり、佐藤首相がそれなしで戦後処理は終わらないと一大決意で取り組んでいた沖縄返還交渉を有利に進めるためであった。そのことは沖縄返還をうたった日米共同コミニケ（一九六九年）に台湾を「日本の安全にとって重要」とする一節が含まれたことにも表われている。

ただ中国との関係で言えば、中国が一九六四年一〇月に核実験を成功させた（東京オリンピック開催中に実施した）ことも理由の一つである。翌年一月、訪米してジョンソン大統領と首脳会談を行った佐藤は米国から日本防衛の確約をあらためてとりつけ、米国の拡大抑止（核の傘）⁽⁵⁷⁾によって中国の核に対抗する姿勢を明らかにした。自ら核武装を考えないとすれば米国の抑止力に頼るしかないが、それもまた佐藤が親米色を強める要因になった。

佐藤政権下での日中関係悪化にはさらに文化大革命の影響もある。一九六六年、中国共産党内の権力闘争を背景にして、毛沢東がはじめたこの中国全体の思想改造運動は、大動員された「紅衛兵」の過激な行動もあって、数年間、中国政治を大混乱に陥れた。運動は暴力やリンチをとめない中国全土で多数の犠牲者を出した。外交政策は強硬かつ教条的になり、国交がある国の多くとも関係が断絶し、中国は孤立状態になった。日本について言えば、そ

れまで友好的だった日本共産党との関係も断絶するほどである。⁽⁵⁸⁾ そうした状況では、佐藤政権でなくても日中関係の進展を望むのは難しかっただろう。

七 二〇年間の変化

佐藤の退陣後、日中関係は劇的に改善する。一九七二年の自民党総裁選挙で佐藤の意中の後継者、福田赳夫を破って首相となった田中角栄が、その年の秋に訪中し、毛沢東、周恩来と会談、日中共同声明を出して国交回復を成し遂げたからである。その背景にはもちろん田中の政治家としての意欲や、経済界も含めて日中国交正常化を望む声が日本国内で高まったことがある。

しかしこの国交正常化は、やはりニクソン訪中と米中接近、そして中華人民共和国の国連加盟と中華民国の脱退という国際政治情勢の大変化なしには考えにくいものであった。逆に言えば、そうした変化がなかった朝鮮戦争後の約二〇年間の日中関係は、好不調の波が多少はあっても、基本的には停滞を宿命づけられていたと言える。

日本政府はこの二〇年間、「台湾政府と外交関係を維持しつつ中共政府との間に民間貿易・文化交流その他を推進」するという意味での「二つの中国」政策⁵⁹⁾をとり続けた。それは米中の激しい対立の中で、米国に多くを依存しつつ戦後復興にいそしむ日本にとって不可避の選択であった。だがそれは中国大陆を実効支配する「中共政府」が、長期間にわたって受け入れうるものではない。「中共政府」は貿易や文化交流を通じて日本国民との友好をはかることで、日本政府に政策変更の圧力をかけようとした。それ以外には、よい方法がなかったのかもしれない。しかし国民と政府を二つに分け、対応を別にして日本を動かそうという政策は、国民の自由選挙で政府を選ぶ民主主義国家に対する政策としてはかなり無理のあるものだった。

停滞が宿命づけられていた二〇年間だったけれども、この間に、日中関係の基本構図が戦前のそれとは大きく変化し、それが両国の国交回復、その後の関係発展の土台になったのも事実だろう。一つは経済関係である。日中の経済関係は戦前のような深まりを見せなかった。戦後の日本は中国大陆とほとんどかわりなしに世界経済全体の発展の中で経済大国への道を歩んだのである。戦前の日本には中国大陆の経済権益を失えば、日本は経済的に成り立たないという考えが強く、それが日中の衝突の原因にもなったが、戦後にはそれがなくなった。

もう一つは両国の軍事関係である。この二〇年間、中国政府は繰り返し、日本国内に軍国主義復活の動きがあると主張し、それを強い調子で批判した。七〇年四月には北朝鮮を訪問した周恩来が「日本軍国主義は既に復活した」とまで述べ、それ以後、日中国交回復まで一年以上にわたって厳しい対日批判を行った。⁽⁶⁰⁾

しかし五〇年代、六〇年代の日本は軽武装で経済復興に専心するいわゆる「吉田路線」を貫き、非核三原則にも見られるように、経済復興を実現し経済大国になっても軍事大国にはならないことを世界に明らかにしていた。周恩来が軍国主義復活を批判した際に首相の座にあった佐藤栄作は一九七四年十二月、戦後日本の平和的發展について日本を代表するかたちでノーベル平和賞を受賞している。

一方、中華人民共和国は激しい国共内戦を勝ち抜いた後も、米国との対立、そして後にはソ連あるいはインドとの対立などで軍事力強化の必要に迫られた。そのため大規模な陸上兵力を維持するとともに、一九六四年には核兵器も開発している。そのため一対一の軍事力で日中を比べた場合、六〇年代までに中国の優位は明白になり、もはや戦前のように日本の軍事力を脅威に感じる必要はなくなっていた。

八 国際情勢の変化——米中和解と中国の国連加盟

一九七一年七月一日、ニクソン米大統領は全米向けのテレビ、ラジオ演説において翌年五月までに中華人民共和国を訪問すると発表、世界に衝撃を与えた。朝鮮戦争以来、激しく敵対してきた米中両国が突然和解に方向転換したのである。

米中の和解は、国際情勢の変化に対する両政府の戦略判断によってもたらされた。一九七〇年代初頭になると冷戦構造には明らかな変化が生じた。米国はベトナム戦争の泥沼に足をとられている間に、ソ連に対する核戦力上の優位を失い、世界経済を一国で支える余裕も失っていた。ソ連が率いる東側陣営内では中ソ対立が激しさを増し、一九六九年三月には、中ソ国境ウスリー川において中ソ両軍が軍事衝突する事態になった。

同年一月に政権の座についたニクソンと補佐官のキッシンジャーは、そうした国際情勢の中で、ソ連とデタント（緊張緩和）をはかりつつ、同時に中国にも接近することにより、ベトナム戦争から撤退する道を探ろうとした。

一方、毛沢東や周恩来は、核戦争の危険性さえはらむソ連との対立を中国にとって最大の脅威ととらえ、米国との関係改善を求めはじめる。要するに「ベトナム戦争の泥沼化から脱出しようと焦慮する米国と、ソ連からの軍事的圧力に苦悩する中国」の政治的利益の一致が米中和解につながったのである。⁽⁶⁾

しかし訪中発表を直前になって知らされた日本政府の驚きは大きく、この発表は、一ヶ月後の金・ドル交換停止の発表とともに「ニクソン・ショック」と呼ばれるようになる。過去二〇年間の経緯を考えれば、この問題で日本政府に相談はおろか直前まで連絡すらしなかった米政府の態度はまさにショック以外の何物でもなく、米国のパートナーを自認する日本の自尊心を深く傷つけた。日米の信頼関係が大きなダメージを被ったのは間違いない。

ただ、米中和解そのものが日本の国益に反するというわけではなかった。むしろ日本の安全にとって米中和解は米中敵対より望ましい。何より、これによって米国の圧力という日中の国交正常化を妨げる大きな障害が取り除かれることになった。

この一九七一年には、もう一つ日中国交正常化の国際的な障害が取り除かれた。中華人民共和国の国連加盟である。一九六〇年代末には、文化大革命の嵐にも収束の兆しが表れ、中国は、イタリア、カナダといった自由主義諸国との国交正常化交渉を行うなど、国際社会復帰への道を歩み始める。一九七〇年の国連総会では、そういう中国を後押しするように、中国の代表権問題に関して、はじめて中華人民共和国の国連加盟と中華民国の追放を骨子とするアルバニア決議案が過半数の支持を得た。この時は中華人民共和国の国連招請には三分の二の多数票が必要だとする決議案（「重要事項指定決議案」）が前もって通っていたため、中華人民共和国の加盟はならなかった。

だが翌年になると、中国加盟推進のムードはさらに高まり、日米が共同提案した、中華民国の議席剥奪には三分の二の多数票が必要とする「逆重要事項指定決議案」は賛成五五、反対五九、棄権一五、欠席二の僅差で否決された。これを受けて中華民国はアルバニア案の採決を待たずに国連脱退を発表。アルバニア案は賛成七六、反対三五、棄権一七、欠席三の大差で可決成立した（二〇月二五日）。これにより中華人民共和国の国連加盟が決定する。

国連と中国の関係は日本の対中政策に深く関連するものであった。すでに見たように吉田茂はダレスにあてた「吉田書簡」の中で、国連が中華人民共和国を侵略者とみなしたことを、同国と国交を結べない理由の一つにあげていた。また日本政府は国連加盟の翌年、一九五七年にいわゆる「外交三原則」（「国際連合中心」「自由主義諸国との協調」「アジアの一員としての立場の堅持」）を打ち出したが、その中で中国問題は「今後とも国際連合と協調して国際情勢全般の推移を慎重に検討して対処する方針」であることが確認された。⁽⁶²⁾

国連が中国を受け入れないから国交を結べないという姿勢は、裏を返せば国際世論の大勢が変わり中国の国連加盟が実現すれば日本も国交を結べるということである。その点、池田政権で外相を務めた大平正芳は、一九六四年二月一二日の国会答弁（衆議院外務委員会）で、中共政権が「国連において正当なメンバーとして祝福されるといような事態になれば、国交の正常化を考えなければならぬのは当然のこと」だと述べて日本政府の立場を明確にしたし、佐藤首相も同年一月二八日の国会答弁（衆議院予算委員会）で大平前外相の言葉は「たいへん大事な、意義を持つ」として、前政権の立場を踏襲する姿勢を見せた。⁽⁶⁴⁾ただ、実際には、アメリカの要請もあり、日本は中華民国の議席を擁護する側に立っていた。

一九七〇年、国連ではアルバニア決議案に賛成して、中華人民共和国招請、中華民国追放の案に賛成する国が、反対を上回った（重要事項につき三分の二の賛成が必要とする決議案が成立していたので、決議案は成立しなかった）。この時点で日本政府にとつて最も望ましいのは、中華人民共和国が国連加盟するにしても、中華民国も国連の議席を失わず、前者と国交回復しても、後者と断交しないですむことであつた。佐藤首相は一九七一年の国連総会においてその道を探ることを決断し、米国とともに「逆重要事項指定案」および「複合二重代表制案」（中華人民共和国が安保理常任理事国として国連の議席を持つ。中華民国も議席を失わない）を提案した。

この佐藤の決断は中華人民共和国との関係正常化に後ろ向きの姿勢と受け取られた。しかし佐藤はその決断を自ら説明した九月二二日の記者会見において、中国を国連に迎え、安全保障理事会の常任理事国にするのは当然のことと明言している。佐藤は中国の国連加盟を前提にしたうえで、中華民国に対する日本としての道義的姿勢を示そうとしたのである。⁽⁶⁵⁾だが佐藤は国連の表決に敗北し、その求心力は急速に衰えていった。佐藤は翌年六月一七日、退陣を表明する。

九 日中共同声明

国際情勢が大きく変化する中で、日中両国は関係正常化に動きはじめる。中国政府はすでにニクソン訪中声明の前月、公明党の訪中団を通して国交正常化の諸条件を提示していた。そのうちの、中国は一つ、台湾は中国の不可分の領土、日華平和条約は不法、という三つの条件が日中「復交三原則」と呼ばれるようになる。田中内閣が成立（一九七二年七月七日）すると、中国政府はすぐに公明党の竹入義勝委員長の訪中を促して、竹入に中国側の日中共同声明案を示す（七月二十九日）。竹入は帰国後ただちに、この共同声明案と周恩来らとの会見記録をメモ（「竹入メモ」）にして田中首相に見せた。中国側が日米安保条約に反対しないこと、戦争賠償を求めないことなどが明らかになった「竹入メモ」を読んだ田中は竹入に「わかった。中国に行く」と告げたという⁽⁶⁶⁾。

田中は、政権をとる前から日中の国交回復に意欲を見せ、政権をとればすぐにそれにとりかかる決意であった。

田中は日中の関係がよくなることは日本の戦略上の利益や安全保障のみならず、対中政策をめぐって国内政治が紛糾することを防ぐためにも重要とみていた。⁽⁶⁷⁾ 田中は初閣議の後、中華人民共和国との国交正常化を言明。自民党内の了解をとりつけるとともに、ハワイで日米首脳会談を行い（八月三十一日、九月一日）、半年前に訪中したニクソンと意見交換したうえで、九月二五日、中国訪問の途についた。そして毛沢東、周恩来らとの日中首脳会談の後、日中共同声明に調印する。

日中共同声明は戦後処理について双方の考え方の違いがぶつかった末の妥協の産物であった。日中の何よりの相違は日華平和条約の取り扱いである。中国政府は「復交三原則」にも言うように同条約は「不法であり、無効であって、廃棄されねばならない」という立場であった。これに対して日本政府は同条約は正当に締結された有効な条

約という立場である。

この違いはいくつかの具体的な議論を生み出したが、一つは、日中間の戦争状態が共同声明を出すことによって始めて終わるのかどうかという議論である。中国側はそうあるべきと提案し、日本側は戦争状態は日華平和条約締結時点で終了していると主張した。結局これについては、前文において「戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望」に言及しつつ、本文では共同声明と同時に日本と中華人民共和国との間の「不正常な状態」が終了するという表現にすることで落ち着いた。⁽⁶⁸⁾

賠償の放棄に関する表現も議論になった。中国側は日本に賠償を求めない方針であった。実は、この方針は遅くとも一九六四年には決められていたと言われる。六五年に訪中した自民党の代議士に中国側が説明したところによれば、それは、一、中国は賠償によって経済建設をするつもりはない、二、巨大な戦争賠償は第一次大戦後のドイツの例を見ても平和にとつて有害、三、戦争賠償をその戦争に責任のない世代に払わせることは不合理、という理由からなされた決定であった。⁽⁶⁹⁾ 決定にあたっては、サンフランシスコ平和条約や日華平和条約における賠償の取り扱いも意識されていたかもしれない。だが、たとえそうだとしても、寛大で賢明な決定であることに変わりはない。田中首相は周総理との会談で「中国側の立場は恩讐を越えてとの立場であることに感銘を覚えた」と感謝の言葉を述べた。⁽⁷⁰⁾

だが日本側は賠償問題についても日華平和条約との整合性にこだわった。中華民国が同条約によって賠償請求「権」を放棄しているの、中国が賠償問題を共同声明に入りたいのなら、賠償請求「権」ではなく賠償請求を放棄するとしてほしいと主張したのである。⁽⁷¹⁾ 中国側は不満もあっただろうが、これを受け入れ、賠償については中華人民共和国政府が「中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」との

文言になった。

中国側の記録に基づく論文によれば、この問題で日本側の交渉実務担当者は中国との戦争賠償問題は日華平和条約ですでに解決済みと発言して、中国側を憤慨させたという。⁽⁷²⁾中国側が憤慨するのは当然だが、そういう発言があったとすれば、それはその時点での日本政府の立場を述べたものであろう。共同声明発出後は、やはりこの声明によって日中間の戦争賠償問題が最終的に解決したと考えるべきである。⁽⁷³⁾

この点、共同声明の文言が、個人の請求権放棄を明示していないことをもって戦争賠償問題がまだ解決していないとする議論もある。だが、そうした議論は、共同声明発出時の日中両政府の意図に誤解を生じさせる恐れがある。日本政府は、日華平和条約（とそれが援用するサンフランシスコ平和条約）によって賠償請求権は個人の請求権も放棄されているという立場であった。したがって、共同声明にそれが触れられなかったことを問題にしていない。中国政府は日華平和条約を有効とする日本政府の立場は決して認めないけれども、賠償放棄の姿勢を明確にして関係正常化をはかった。その際に、実は個人の請求権については放棄しないという意図だったとは考えにくい。もしそういう意図だったとすれば、中国政府の賠償放棄政策の意義について再考が必要になる。

日華平和条約に関連してもう一つ問題になったのは、そもそも中華民国（台湾）の地位をどう考えるかということである。中国側は「復交三原則」の中にある中国は一つであり中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法政権である、また台湾は中国の一部である、という原則を日本政府が認めるように求めた。前者は中華民国との断交につながるものであり、日本国内には反発もあった。だが田中首相はそれを押しのける覚悟で訪中に踏み切った。⁽⁷⁴⁾

問題は後者、すなわち台湾は中国の一部という原則である。日本政府はこの原則に関して、日本はサンフランシ

スコ平和条約で台湾に対するすべての権利を放棄しているので、台湾の法的地位について独自に認定はできないと主張した。そのため共同声明ではこの問題を中国側が「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明」したのに対して、日本側は「中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」ことで処理することになった。日本側にしてみれば、台湾は中華人民共和国の一部だという中国政府の立場を承認することはできないが、それを「十分理解し、尊重」とともに、カイロ宣言を踏まえたポツダム宣言の規定によって、台湾は中国（カイロ宣言の文言は「中華民国」）に返還されるべきものだという日本政府の見解を示すことはできる、というわけである。

日本側が微妙な表現を求めた背景には法的整合性だけでなく、中国との国交正常化後、中台間の争いに巻き込まれることをなるべく避けたいという実際的な理由があったと思われる。中国は一つと言っても、現に台湾には中華人民共和国の支配権は及んでいない。日本側はそのことから生じる問題は、中国人自身の手により、内政問題として解決されるべきであり、また米中の軍事的衝突を引き起こさないためにも、問題をあくまで平和裡に解決すべきであるとの日本側の基本見解を中国側に伝えた。⁽⁷⁵⁾

もう一つ言えば、台湾を刺激し過ぎないようにするという配慮もあったかもしれない。日本政府は日中国交正常化によって台湾との外交関係がなくなっても貿易や各種の民間交流を続けたい考えであった。そうでなければ台湾に同情的な国内世論に日中国交回復を納得させるのは困難になる。首脳会談で日本側は日本側の考えについて文書を読み上げて説明し、中国側の暗黙の了解を得た。⁽⁷⁶⁾だが、田中首相が周恩来首相に述べたように、台湾は日中国交正常化後、日台間には戦争状態が戻ると牽制していた。田中は中国から帰国後、蒋介石に親書を送り台湾側をなだめ、その面子を立てることに苦心した。⁽⁷⁷⁾

さて共同声明の前文には、日本側が「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という謝罪の文言が盛り込まれている。これは田中首相が第一回首脳会談終了後の歓迎夕食会（九月二五日）で述べた「中国人民に迷惑をかけた」という言葉が問題になったことに対応したものであった。周恩来は翌日の首脳会談で「戦争のため幾百万の中国人が犠牲になった」のに「迷惑」という言葉では中国人の反感を呼ぶ。「迷惑」（中国語訳では「添了麻煩」）というのは小さなことにしか使わない、と田中の言葉遣いを批判した。⁽⁷⁸⁾田中は迷惑という言葉を「添了麻煩」というよりは大きな意味で使ったのであろうが、日本側は謝罪の意をより明確にすることにした。日本が戦後処理に関する公式文書の中で日本国全体として、他国国民に対する加害責任を認め、反省の言葉を述べたのは初めてのことであった。

実はこの前文の文言に関して中国側は日本側が「過去において日本軍国主義が中国人民に戦争の損害をもたらしたことを深く反省する」という表現を提案していた⁽⁸⁰⁾「傍点、坂元」。日本国ではなく「日本軍国主義」が責任を負うべきとの考え方である。姫鵬飛外交部長は「日本の一部の軍国主義勢力と、大勢である一般の日本国民とを区別して考え」ている、と中国側の考え方を説明した。それは姫鵬飛外交部長が言うように「むしろ日本に好意的」な考え方もしれなかった。だがこの考え方は誰が「軍国主義勢力」かの定義によって、日本国内に分裂と混乱を生じさせる恐れがある。中国政府が日本との講和に向けて自国民を説得するにはよい表現かもしれないが、日本側としては受け入れ難いところがあった。大平外務大臣は姫部長に次のように述べた。

「今次田中総理の訪中は、日本国民全体を代表して、過去に対する反省の意を表明するものである。従って、日本が全体として戦争を反省しているので、この意味での表現方法をとりたい。」⁽⁸¹⁾

結局この点は日本側の考え方が受け入れられたが、戦争とそれがもたらした加害の責任を誰が負うかという議

論は、やがて一九八〇年代になって日中関係を悩ましはじめる「歴史問題」の中で重要な意味を持つようになる。

九月二十九日、日中共同声明が調印され、日中の国交正常化が実現した⁸²⁾。これにより戦後の日中関係は法的には過去の戦争を乗り越え、新しい段階に入った。調印と同日、大平外相は日華平和条約の「終了」を宣言。日本と中華民国（台湾）との外交関係は断絶した。だが日台双方は後に互いに連絡事務所を置き、貿易や各種の民間交流を維持、発展させていく。日本にとってはあたかも五〇年代、六〇年代の「二つの中国」とのつきあいが逆転したようなかたちになった。

ポツダム宣言から日中共同声明までの四半世紀を振り返ると、日中両国は国際情勢の変転に振り回されて正常な関係の回復に遅れをとったと言わざるをえない。だがこの四半世紀の間に日中関係の構造は戦前と大きく変化し、それが関係の新しい基盤になったことも事実である。この四半世紀の間に、両国の軍事力、また両国の経済関係は戦前とはまったく別のものになっていた。日中の軍事衝突の背景になったものが様変わりしたのである。そうした中で日中間の戦争処理の問題はポツダム宣言が実行され、日中共同声明が出されて法的な決着がついた。もちろん意見の違いが残ったことも忘れるべきではないが、それは国交正常化後、政治的に処理すべきものとなった。

- (1) ポツダム宣言は細谷千博他編『日米関係資料集、一九四五—一九九七』東京大学出版会、一九九九年、八—九頁。
- (2) 殷燕軍『日中講和の研究』柏書房、二〇〇七年、第一章を参照。
- (3) 公職追放の代表的研究として増田弘『公職追放——三大政治バージの研究』東京大学出版会、一九九六年。
- (4) 『日米関係資料集』、二二頁。
- (5) 五百旗頭真『占領期——首相たちの新日本』読売新聞社、一九九七年、二章、三章を参照。
- (6) 東京裁判の問題点についてはたとえば、リチャード・H・マイニア／安藤仁介訳『東京裁判——勝者の裁き』福村出版、一九七二年。東京裁判は、一九二八年一月から一九四五年九月の長い期間にわたって日本国内には侵略戦争を遂行するため

の一つの「共同謀議」が存在したという理解困難な前提に立つたうえで、被告のほとんどがそれに加わったとの判決を下した。

《補注》

極東国際軍事裁判（通称、東京裁判）では、二八名が訴追され、裁判の途中で死亡した二名と精神障害で免訴とされた一名を除き、二五名全員が有罪とされた。うち死刑が、土肥原賢二、板垣征四郎、松井石根、東条英機ら六名の陸軍軍人（一名は中将、他はすべて大將）、および広田弘毅（元首相、外務大臣）の合計七名だった。次いで終身禁固が一六名、うちわけは荒木貞夫ら陸軍軍人八名、海軍軍人二名、外交官二名、その他文官僚四名、そして有期禁錮が二〇年の東郷茂徳と七年の重光葵（ともに元外相）の二名だった。

東京裁判は何を裁こうとしたのだろうか。極東国際軍事裁判所条例第五条は、その管轄について、まず全体的に、「本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪に付……審理し処罰するの権限を有す」と述べ、さらに次のようにこれを具体的に述べている。

（イ）「平和に対する罪」、すなわち「宣戦を布告せる又は布告せざる侵略戦争、若は国際法、条約、協定又は保証に違反せる戦争の計画、準備、開始、又は実行、若は右諸行為の何れかを達成する為の共通の計画又は共同謀議への参加」。

（ロ）「通例の戦争犯罪」、すなわち、「戦争法規又は戦争慣例の違反」。

（ハ）「人道に対する罪」、すなわち、「戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐待、追放其の他の非人道的行為、若しくは政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して為されたるもの」。

第五条冒頭から明らかなように、東京裁判の中心は「平和に対する罪」であった。実際、被告28名は、全員、「平和に対する罪」の嫌疑を受けており、他方で、横浜その他の裁判所において「平和に対する罪」によって訴えられたものはない。これも、東京裁判の中心が「平和に対する罪」であったことを示す事実である。

この「平和に対する罪」が、クラスA（日本語ではイ項）と呼ばれた。つまりA級戦犯とは、もともと責任が重いという意味ではなく、「平和に対する罪」で有罪となったものをさす言葉だった。しかし、その後、主要な戦争戦犯という意味に使わ

れたり、東京裁判において有罪とされたものの全員をさすように使われたりして、混乱が生じている（東京裁判の被告25人のうち、松井だけは、「平和に対する罪」については有罪とされておらず、厳密には、A級戦犯ではなかったということになる）。

これに続く「通例の戦争犯罪」と「人道に対する罪」が、それぞれB、C級である。C級はがんらいナチスの同国民に対する組織的虐殺を裁くためのものであって、東京裁判でも第五条の中に入れられたが、これで裁かれたものはいなかった。戦場における残虐行為は、南京事件を含め、すべてクラスBすなわち「通例の戦争犯罪」として裁かれている。

東京裁判において、もっとも論争的となったのも、この「平和に対する罪」であった。それは、まず事後法であって、国際法において確立されたものではなかった。

また、一九三一年（あるいはそれに先立つ一九二八年）以後の日本の行為を裁くとしても、どの時点で、誰がもっとも責任が重いかを裁くのは、容易ではなかった。張作霖爆殺事件の首謀者である河本大作や、満州事変のリーダーだった石原莞爾が裁かれなかったのは、どう考えてもおかしい。

昭和天皇の不訴追についても、批判がある。アメリカは、日本占領を安定的に行うという見地から、早くから不訴追と決めていた（ただ、GHQはこれを日本側に秘し、GHQ憲法草案を日本側に受諾させるため、天皇訴追の可能性を示唆して譲歩を迫るなど、巧みに利用した）。イギリスも同様であり、訴追を求めていたオーストラリアもソ連も、アメリカに追隨した。要するに、占領の成功という政治的配慮の結果、天皇の訴追はなされなかった。

日本では、左派の学者は天皇不訴追に批判的であり、右派は裁判そのものに批判的である。中道と左派は、石原莞爾などの不訴追に批判的である。要するに、東京裁判で示された歴史の見取り図が正しいと考えている日本人歴史家は、ほとんどいないのである。

結局のところ、東京裁判は敗者に対する勝者による懲罰であった。日本は侵略戦争を行い残虐行為を行ったとして、その指導者が処罰された。日本はこの懲罰を、国際社会に早期に復帰するために受け入れたのである。

それだけなら話は簡単だったが、連合国側が「文明による裁き」「正義」だと唱えたことが、問題を複雑にした。文明の裁きなら、なぜ原爆や東京大空襲が裁かれないのか。中立条約を侵犯して、六〇万人を違法に抑留したソ連が、なぜ裁く側にいるのか。納得している人は少ない。

ただ、東京裁判に問題があるからといって、それで日本の行為が正当化されるわけでないのはもちろんである。

- (7) 通常の意味での日本軍の戦争犯罪がどのように裁かれたか、その概要は林博史『B・C級戦犯裁判』岩波新書、二〇〇五年を参照。
- (8) 占領期と一九五〇年代における戦後賠償問題については北岡伸一「賠償問題の政治力学（一九四五―一九五九年）」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年。
- (9) 同右、一六八頁。
- (10) 同右、一七〇頁。
- (11) 殷、前掲書、四〇頁。
- (12) 川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、二〇〇七年、九章を参照。
- (13) 冷戦と対日政策の転換については五十嵐武士『戦後日米関係の形成——講和・安保と冷戦後の視点に立つて』講談社学術文庫、一九九五年を参照。
- (14) 殷、前掲書、九〇頁。
- (15) 米国の中国大国化政策とその挫折についてはタン・ツォウ／太田一郎訳『アメリカの失敗』毎日新聞社、一九六七年を参照。
- (16) 五十嵐、前掲書、二六頁。
- (17) こうした期待の背景については、J・L・ギャデイス／五味俊樹他訳『ロング・ピース』芦書房、二〇〇二年、第四章、第六章。
- (18) サンフランシスコ平和条約の形成過程については細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、一九八四年。
- (19) 平和条約の内容については入江啓四郎『日本講和条約の研究』板垣書店、一九五一年、西村熊雄『日本外交史27・サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、一九七一年。条文は『日米関係資料集』一一二―一二三頁。
- (20) この経緯については、外務省『日本外交文書・平和条約の締結に関する調査（第二冊）』外務省、二〇〇二年、四四―一五八頁、四六一頁、六二四―六七頁。
- (21) 細谷、前掲書、九章を参照。
- (22) 石井明「中国と対日講和——中華民国政府の立場を中心に」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学

出版会、一九八六年、三〇二頁。

(23) 石井明「台湾か北京か」渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』有斐閣、一九八五年、六九—七〇頁。

(24) 吉田書簡作成の経緯については、外務省『日本外交文書・平和条約の締結に関する調書（第一冊）』外務省、二〇〇二年、三二〇—四八頁。

(25) 書簡の原文は外務省アジア局中国課『日中関係基本資料集（一九四九年—一九六九年）』霞山会、一九七〇年、二七—八頁。

(26) 『平和条約の締結に関する調書（第一冊）』三四〇—六頁。袁克勤は、従来の研究は「吉田書簡」の作成にあたって米国の圧力が果たした役割を誇張していると批判する。袁克勤『アメリカと日華講和——米・中・台関係の構図』柏書房、二〇〇一年、第五章。

(27) 吉田茂『回想十年』（3）中公文庫、一九九八年、八三頁。

(28) 石井明「中国と対日講和」、三〇九頁。

(29) 同右、三〇七頁。

(30) 日華平和条約のこの文言が国際法上、日本と中国との戦争状態終了を意味すると取りうるかどうかについては、浅田正彦の詳細な分析を参照。浅田は取りうるこの立場である。浅田正彦「日華平和条約と国際法」（一）—（五）『法学論叢』一四七巻四号—一五六巻二号、二〇〇〇年七月—二〇〇四年十一月。日華平和条約の条文（および交換公文など）は『日中関係基本資料集』、三二—三八頁。

(31) 殷、前掲書、一八二頁。

(32) 殷、前掲書、一五八、一六三頁。石井明「中国と対日講和」、三一〇頁。

(33) 殷、前掲書、一六三—四頁。

(34) 石井明「中国と対日講和」、三一〇—二頁。なお日華平和条約の交渉過程については、袁、前掲書、第七章も参照。

(35) 石井明「台湾か北京か」、七八頁。『日中関係基本資料集』、四一頁、三九—四二頁。

(36) 第七回参議院本会議、国会会議検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/007/0512/00704280512047c.html>

- (37) 第一六回衆議院本会議、国会会議検索システム <http://kokkaindl.go.jp/SENTAKU/syugin/016/0512/01607290512031chml>
- (38) 日本側で対中貿易推進をはかった民間の諸組織については、添谷芳秀『日本外交と中国——一九四五―一九七二』慶應通信、一九九五年、第二章を参照。
- (39) 『回想十年』(1)、三〇五―一七頁。
- (40) 吉田茂・吉田健一『大磯随想』東京白川書院、一九八三年、八五頁。
- (41) 王偉彬『中国と日本の外交政策——1950年代を中心にみた国交正常化へのプロセス』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)一〇頁、第二章を参照。
- (42) 張香山『日中関係の管見と見証』三和書籍、二〇〇二年、七―九頁。石井明他編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和条約締結交渉』岩波書店、二〇〇三年、三六四―五頁。
- (43) 田中明彦によれば低い年には一%以下、高い年でも三%を少し超える程度である。これに対して一九三〇年代には輸出が二・六%、輸入が一・四%を占めていた。田中明彦『日中関係 1945―1990』東京大学出版会、八頁。中国の全貿易に占める日本の割合の方は一九六〇年代に順調に増加し、一九六一年の一・六%から一九七〇年には一九・二%となった。添谷、前掲書、一一九頁。
- (44) 米国の日中貿易に対する考え方については石井修『冷戦と日米関係』ジャパンタイムズ、一九八九年。
- (45) この点については坂元一哉『アイゼンハウアーの外交戦略と日本、1953―1954年』(二)『法学論叢』一二三巻三号、一九八八年六月。
- (46) 王、前掲書、七六頁。
- (47) 添谷、前掲書、八二―三頁。
- (48) 王、前掲書、七七頁。
- (49) 田中、前掲書、四九―五一頁。
- (50) 「大躍進政策」が日中関係に与えた影響については、王、前掲書、五章も参照。
- (51) 田中、前掲書、五一頁。

- (52) 添谷、前掲書、一〇五—六頁。
- (53) 田中、前掲書、五五—六頁。LT貿易の貿易量は急速に伸び、一九六四年以降、日本は中国にとって最大の貿易相手国になった。添谷、前掲書、一〇一頁。
- (54) 周鴻慶事件については、田麗萍「池田内閣の中国政策——封じ込め戦略と対中積極論の狭間で」(二)『法学論叢』一三九巻一号、一九九六年四月。
- (55) 概要は毎日新聞、二〇〇五年五月二七日朝刊に掲載。
- (56) 田麗萍「佐藤内閣と中国問題——状況対応型外交、その意義と限界」(二)『法学論叢』一四二巻五号、一九九七年八月、四八—九頁。
- (57) 一九六八年一月、佐藤が国会ではじめて「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を説明した際にも、国際的な核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存すると明言している。五百旗頭真編『戦後日本外交史(新版)』有斐閣、二〇〇六年、一三七—九頁。
- (58) 田中、前掲書、五九頁。
- (59) 池田直隆『日米関係と「二つの中国」——池田・佐藤・田中内閣期』木鐸社、二〇〇四年、二四頁。これに対して陳肇斌は「二つの中国」政策を「国民政府を『台湾の政府』として承認したままで、『中国の政府』としての人民政府との外交・関係を最終的にもつことを目標」にするものとして議論を進めている。陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、二〇〇〇年、二頁。
- (60) 朱建栄「中国の対日関係史における軍国主義批判——三回の批判キャンペーンの共通した特徴の考察を中心に」『年報近代日本研究16・戦後外交の形成』山川出版、一九九四年。
- (61) 増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容——米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、i。
- (62) 『わが外交の近況 昭和32年9月』外務省、一九五七年、四五頁。陳、前掲書、二〇二—三頁。
- (63) 第四六回衆議院外務委員会、国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/046/0082/04602120082002c.html>
- (64) 第四七回衆議院予算委員会、国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/047/0514/04711280514>

- (65) 朝日新聞、一九七一年九月二日（夕刊）。佐藤はこの記者会見で「勝算ありとの自信はないが筋を通すことが国際的にも歓迎される」と述べている。
- (66) 『記録と考証』、二〇六頁、一九七―二二一頁。田中、前掲書、七七―九頁。
- (67) 田中、前掲書、七五―六頁。
- (68) 『記録と考証』、一〇六頁、二二一頁。日中共同声明の声明文は同書、四二五―七頁。
- (69) 朱建榮「先人の開拓 二二世紀への示唆——日中国交正常化と平和友好条約を再検証する意義」『記録と考証』、四一三―六頁。
- (70) 『記録と考証』、五八頁。
- (71) 田中、前掲書、八一頁。『記録と考証』、一一四頁。
- (72) 朱、前掲論文、『記録と考証』、四一四頁。
- (73) 国際法の議論は浅田、前掲論文を参照。
- (74) 田中・周会談（第四回）での田中の発言、『記録と考証』、七三―四頁。橋本恕元外務省中国課長の回顧、同書、二二三頁。
- (75) 『記録と考証』、一一三頁。
- (76) 同右、六九―七一頁。
- (77) 親書は『記録と考証』、一四六―九頁。親書作成に関わった外交官、小倉和夫の解説は同書、一二六―三三頁。
- (78) 『記録と考証』、五六頁。
- (79) 中国側の記録を参考にした矢吹晋によれば、田中は周に、迷惑という言葉は誠心誠意の謝罪という意味（『添麻煩』是誠心誠意表示謝罪了）だと弁明したという。矢吹晋『激辛書評で知る 中国の政治・掲載の虚実』日経BP社、二〇〇七年、一〇五―一〇八頁。
- (80) 共同声明草案を参照、『記録と考証』、一二〇頁。
- (81) 『記録と考証』、九二―三頁。

(82) 国交正常化実現には国際情勢が大きく影響したが、そのことは交渉記録からももうかがわれる。九月二七日の第三回首脳会談で周総理は田中首相に中ソ対立について説明し、中国に軍事的圧力をかけるソ連への不信感を露わにしたうえで、日本に対抗して結ばれた中ソ友好同盟援助条約は「実際には、存在しないも同然」だと明言した。田中も戦争終結時のソ連の日ソ中立条約違反をひいて、ソ連は「首つりの足を引っ張った」ので、日本としては信用しないと応じている（『記録と考証』、六四―五頁）。共同声明には、日中の国交正常化は「第三国に対するものではない」と断りつつ、日中両国がアジア・太平洋地域において覇権を求める「いかなる国あるいは国の集団」の試みにも反対するとの文言が盛り込まれた。ソ連が意識されていたのは明らかである。

第二章 中国側の修正希望とそれに対する筆者の回答

この論文に対しては、中国側から九点の修正要望が出された。以下に、中国側の要望九点とそれぞれに対する筆者の回答を、体裁と表記を除いて、そのままの形で掲載する。ただし筆者の回答中、中国側の要望を受けて修正した点については*をつけて説明している。また、同じく筆者の回答中、頁数をつけているところは読者の便宜のために、「」内に本稿のなかでの頁数をつけている。双方のやりとりは筆者の論文に関するよい論点整理になっていると思う。

要望①と回答

中国側の要望… 全体を通して日中戦争時期において日本が加害者であり中国が被害者であるという基本的な判断が窺われない。意図して「日中衝突」或いは「日中戦争」の概念を繰り返し使用している。このような日本の対華侵略戦争の加害者としての性格に判断を下さない方式での記述で一九四五年から一九七二年までの日中関係を描い

ている。これでは読者に戦後の日中関係史に日本の侵略戦争が重大な影を落としていることが伝わらず、第二次大戦後の六〇数年にわたり、歴史認識の問題でしばしば政治摩擦が発生した原因が理解できない。

筆者の回答… これは、具体的な修正要望と言うより、日本側論文についての中国側の評価を述べたものであろう。本論文の目的は、論文冒頭にあげたとおり、戦後四半世紀以上かかった日中両国の外交関係正常化の経緯を概観したものである。とくに戦争の反省や、歴史認識を扱ったものではない。しかし日本が加害の責任を認め、それを反省したうえで、関係正常化ができたことは明らかにしている。「読者に戦後の日中関係史に日本の侵略戦争が重大な影を落としていることが伝わらず、歴史認識の問題でしばしば政治摩擦が発生した原因がわからない」とあるが、歴史認識をめぐる政治摩擦は日中関係正常化後に大きくなった問題である。「日本の侵略戦争が重大な影を落としていることが伝わら」ないというのは具体的に何のことだろうか。

要望②と回答

中国側の要望… 東京裁判は戦後日本が軍国主義から決別し、平和発展への道を歩みだした重要な起点である。客観的に東京裁判の積極的意義を論ずることは戦後の日中関係史を客観的に記述するためには重要な要である。しかしながら、第三部第一章の三万字以上の文章の中で、東京裁判の記述は、只、寥寥たる数語に過ぎない。それこれら記述も主として東京裁判の正当性を否認する語句である。この章は、まず、次のようなあいまいな語句から始まる。「東京裁判には、「無責任ナル軍国主義」者の処罰を世界に印象付けるといふ政治的な意味はあった。」その後、語調を変え、「だが手続きの不公平さ、事実認識の不正確さ、「平和に対する罪」という事後法の不当性など、

法的には問題の多い裁判であり、日本の戦争責任に関する議論をかえって混乱させてしまったように思われる。」と続く。

「サンフランシスコ平和条約」一一条について、日本政府は、たびたび、「極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している、そして異議を申し立てる立場にはないというのが政府の見解でございます」と述べている。

第三部第一章は、東京裁判を否認する傾向のものだ。日本政府の公的な上述の立場とは大きな差異がある。日中歴史共同研究の日本側の正式な意見を代表するものといえるのだろうか。日本側の学者は、この章の中でこの基本問題に是非答えてもらいたい。東京裁判が日本軍国主義を罰したのは、正当だったか否かをだ。

筆者の回答…これは東京裁判についての評価を変えよ、という修正要望のようである。しかし「東京裁判は戦後日本が軍国主義から決別し、平和発展への道を歩みだした重要な起点である」という評価には賛同しがたい。

東京裁判の記述の分量は、一で述べたように、この論文が日中国交回復樹立に至る経緯の概観を描くという趣旨なのでこの程度でよからうと考える。^{*}もつとも東京裁判についてはそれが日中双方の歴史認識に与えた影響という点など、詳細な個別研究を行う必要はあると思う。

東京裁判の積極的意義も述べよということだが、短い記述の中でそれは行っている。東京裁判は世界に「軍国主義者」の処罰を印象づけた。

日本政府が東京裁判の正当性を認めたというのはサンフランシスコ平和条約一一条の意味を誤解した解釈である。日本政府は東京裁判の判決を受け入れたが、その正当性については肯定も否定もしていない。ただ、A級戦犯の中から後に外相や蔵相が誕生していること、勲章も授与していることなどを見ると、どちらかと言えば正当性を否定

していると受け取られても仕方のない態度をとったのは事実だろう。

「東京裁判が日本軍国主義を罰したのは、正当だったか否かを」答えよということであるが、「東京裁判が日本軍国主義を罰した」というのは比喩であって、東京裁判が罰したのはもちろん戦時中の指導者（の一部）である。彼らの裁判は法的には問題があり正当性が疑われるが、政治的には一定の意味があったと考える。

* 東京裁判に関する記述の少なさについては、北岡伸一座長（東京大学大学院法学政治学研究科教授、当時）とも相談のうえ、〈補注〉というかたちで補った（七六―七七頁参照）。ただ、東京裁判の評価に関する中国側委員の見解を受け入れてはいない。

要望③と回答

中国側の要望… 中国が合法的な政府であることの認定について

中華人民共和国の合法政権としての地位は、一九四九年にすでに確定している、只、東西冷戦により、中国は米など西側各国から、国連などの国際組織から排除されていた。これは一種不正常な状態であった。中国と西側各国との関係は、一九七一年に至りやっと改善した。しかし、これは、中華人民共和国政府の合法性が早くから確立していたという歴史事実に影響を及ぼさなかった。この点につきこの論文は、反映させていない。

一九七一年中国は国連での合法的議席を回復したのであって、新たに国連に加入したのではない。「中華人民共和国が国連に加盟」を「中華人民共和国は国連の議席を回復した」に改めるべきだ。文章は述べる、「国連が中国を受け入れないから国交を結べないという姿勢は、裏を返せば国際世論の大勢が変わり中国の国連加盟が実現すれば日本も国交を結べる。」これは、不正確な記述だ。一九七一年にいたるまで、日本はずっと中国の国連での合法

的な議席回復につき反対の提案を行い反対の票を投じてきたのだ。それ故、上述の内容は記述すべきでないことを提案する。もしどうしても記述するなら、日本が毎年中国が国連に再復帰することに反対していた歴史的事実を記述すべきだ。

筆者の回答… 中華人民共和国の合法政権としての地位に關しての「要望」である。「中華人民共和国が国連に加盟」というのは、とくに中華人民共和国の一九四九年以来の「合法性」を議論したものではない。一九七一年以前に中華民国でなく中華人民共和国が国連の議席を得ていたというのは、国際的に説得力のある議論だとは思えない。「国連が中国を受け入れないから国交を結べない」という姿勢は裏を返せば国際世論の大勢が変わり中国の国連加盟が実現すれば日本も国交を結べる」という日本側論文の記述が不正確だという根拠がわかりにくい。（大平正芳外相は国会でそうした趣旨の発言をしている 二〇頁「六九頁」）。日本が中華人民共和国の国連加盟に反対していたのは、中華民国と国交を結び、その国連における地位を認めていたからである。

要望④と回答

中国側の要望… 一九五八年の日中関係が膠着状態に陥った原因について

論文は、岸内閣の時期に、日中関係が膠着状態に陥った原因のひとつは、毛沢東と周恩来との間で矛盾が発生したからだとする。今に至るまで、学術界の研究成果でこのような見方に対し十分有力な実証的論拠は出ていない。よって、この歴史的事実に欠ける論述を削除すべきだ。

筆者の回答…「大躍進政策」が中国の強硬な態度の背景になったであろうというのが趣旨である。毛沢東と周恩来の路線対立について触れたのはその重要性を指摘した最新の研究（王偉彬）によった。

要望⑤と回答

中国側の要望…「LT貿易」と「政経分離」の原則

論文は、「中国政府はLT貿易について『政経不可分』の原則を主張はしたものの、実質的には、『政経分離』方式を受け入れた」と述べる。この観点は、不正確だ。何故なら、（一）中国が「政経不可分」を主張したのは、民間貿易を行わないということではなく民間貿易を持つて日中政治関係の発展を推し進めようというものだからだ。（二）中国側は、LT貿易は、「民間形式、政府同意」「半官半民、民でもあり官でもある」だからだ。よって、「中国政府は実質的には『政経分離』方式を受け入れた」との記述は削除すべきだ。

筆者の回答…これはLT貿易再開について、中国政府が政経分離方式を「実質的に受け入れた」のかどうかという評価の問題である。「実質的に受け入れた」というのは日本側の見方であり、中国側の「政治三原則」に日本側が応じたわけでもなく、また一九五八年に中国側が求めた通商代表部へのいくつかの外交特権の付与にも応じなかったにもかかわらず、民間貿易が再開されたことを意味する。

要望⑥と回答

中国側の要望… 国交回復以前に日中関係が発展しなかった原因について

論文は、「佐藤政権下で日中関係が悪化したのは、ひとつには、中国政府が佐藤政権の親米政策に強く反発したからである」と述べる。この言い方は日中関係が発展しなかった原因がどこにあったか、はつきりしない。問題の中心は、日本が米に追隨して、中国敵視政策をとったからである。これが一九七二年以前の日中国交回復を妨げたのである。よって、日中関係の発展が出来なかった原因が中国側にあるとの記述は正しいものに改めるべきだ。

筆者の回答… 国交回復以前に日中関係が発展しなかった原因は中国側にはないという批判のようである。日本側論文は、戦後、日中関係正常化に時間がかかった主たる原因を、朝鮮戦争による米中対立と国共内戦による中国の分裂の二つだととらえている。これはとくに中華人民共和国側に原因のすべてを押しつけるものではない。

要望⑦と回答

中国側の要望… 中国の日本国民への友好政策について

「しかし国民と政府を二つに分け、対応を別にして、日本を動かそうという政策は、国民の自由選挙で政府を選ぶ民主主義国家に対する政策としてはかなり無理のあるものだった」

このような記述は、完全に日中国交正常化前の民間の友好活動の意義と作用を否定している。事実、中国は日本国民と政府を二つに分けてはいなかった。戦後、中国政府はずっと日本政府との正式関係設立を望んでいたのだが、日本政府の拒絶にあっていた。このような状況の下、中国は日本国民への友好を採用し、「民を以って政府を促す」政策を採った。周恩来は、はっきりと「我々は日本人民を尊重する。日本人民は吉田政府を選択した。我々はそれが、日本人民の代表であることを認める。日本人民は現在、鳩山政府を選択している。我々はそれが日本人

民の代表であると認める。」事實は証明している。この一連の政策は大変有効だった。もし、五〇―六〇年代の日本の自民党と社会党の議員を含む各界の人たちの対中友好運動の展開の蓄積がなかったならば、一九七二年の「ニクソン・ショック」以後、あれだけ日中国交回復の要求の声が急速に出てこなかっただろう。よって、誤った記述は削除すべきだ。

筆者の回答… ここで問題になっている記述はべつに、国交回復以前の民間の友好活動の意義を否定するものではない。この記述は中国政府が台湾を承認し続けて親米色が強い自民政権の政策を激しく批判したことについて、その政権は国民の多数が選んだ政権であり、国民を批判しないで政府だけ批判し、国民との友好は求めるというやり方の限界を指摘したものである。「修正要望」は周恩来の吉田、鳩山政権に対する発言を引いているが、同様の発言は岸、佐藤両政権についてもあるのだろうか。また一二頁「五九頁」に引用した「中共中央の対日政策並びに対日活動方針及び計画について」（一九五五年三月）の内容をどう考えるかも反問したい。

要望⑧と回答

中国側の要望… 戦後中国の国防建設について

「一方、中華人民共和国は激しい国共内戦を勝ち抜いた後も、米国との敵対、そして後にはソ連あるいはインドとの敵対などで軍事力強化の必要に迫られた。そのため大規模な陸上兵力を維持するとともに。一九六四年には核兵器も開発している。」

この言い方の人へ与える印象は、中国は、米、ソ、印を挑発して対立したようだ。これは歴史事実に符合しない。

それに、六〇年代の中国の陸上兵力は、一九四九年以来の比較的少ない時期でもあった。中国が核兵器を開発したのは、米の核の威嚇を受けてのものだ。米は、五〇年代に何回も中国政府に対し核兵器使用を計画した。中国は核の威嚇を受けるといふ状況の下、自衛のために迫られて、核兵器を開発した、よって、この部分は削除するか修正すべきだ。

筆者の回答… 日本側論文の言い方が「中国は、米、ソ、印を挑発して対立した」との印象を与えるとの批判である。どちらが挑発したかを論じているわけではないので、そういう印象を与えるというのであれば、「米国との敵対、そして後にはソ連あるいはインドとの敵対」というくだりの「敵対」を「対立」に変更することはできる。^{*}

^{*} 実際にはそう変更した。

要望⑨と回答

中国側の要望… 中国の対日戦争賠償放棄の問題について

この章では、中国の対日戦争賠償放棄の問題について記述している。「むろん決定にあたっては、サンフランシスコ平和条約や日華平和条約における賠償の取り扱いも意識されていたであろう。」

この問題については、一九七二年の国交回復時に日本側代表が提起しているし、周恩来も、かつて明確に表明している。

第一、中国は、日本の侵略戦争での最大の被害国で対日抗戦の主要な戦勝国のひとつであるがサンフランシスコ平和会議からいわれなく排除されており、よって、サンフランシスコ平和条約を承認するものではない。

第二、一九四四年に政権を失っていた国民党には、一九五二年に中国を代表して戦争賠償を放棄する資格はなかった。

よって、一九七二年中国が対日戦争賠償を放棄したことは、対日友好と日本国民に負担が増加しないようにであった。これらに基づき、上記の記述を修正すべきだ。

筆者の回答… 中国政府は対日賠償請求の放棄にあたって、サンフランシスコ平和条約や日華平和条約における賠償の取り扱いを意識しなかったという主張のようだが、そんなことがあるだろうか。「意識」というのは「まねる」という意味ではない。

第三章 中国側論文への筆者のコメント

中国側からの修正要望には回答したが、こちらから筆者のカウンターパートである中国側委員の論文への修正要望を出すことはしなかった。中国側の論文を満足のいくものにしてもらうには、かなりのところを直してもらわなければならなかったし、遠慮すれば修正要望を出さなかったところは合意したと受け取られるおそれもある。また「こちらでも直すからそちらも直せ」といった議論になるのは、避けたかったからである。

今回の研究は長期的になされるべき日中共同研究の嚆矢として、歴史認識の溝を埋めるというより、溝がどんな溝を知るところに重点があると考えた。もちろん単なる誤解に基づくもので簡単に埋められる溝は埋めていくべきだが、そうでないものは個別の問題、たとえば東京裁判なら東京裁判について、それが日中の関係正常化にどう影響したか、十分な個別研究をしたうえで埋める努力をした方がよいと考えたからである。相手側の歴史認識を文

章表現も含めてなるべくそのままで提示してもらいたかった。もつとも共同研究ではあるので相手側論文に対する若干のコメントは行った。

残念ながら、筆者の論文に対応する中国側研究者の論文をここに掲載することはできない。だが以下の筆者のコメントから、その内容についてある程度、推測してもらうことはできると思う。なお文中で「日本側論文」とは筆者の論文のこと。文中の頁数は、中国側論文の頁数である。

中国側論文とそれに対応する日本側論文は、一九七二年の日中共同声明によって日中間の戦後処理に法的な決着がついたとする認識を共有している。そのことを確認したうえで、中国側論文を読んでいて気になったところにつき、いくつかコメントを加えてみたい。（紙幅の関係ですべてにコメントすることはできない。）

まず中国側の論文が「日本は未だあの侵略戦争について統一された法的結論や政府の統一見解」を持っていない、と主張している点（一一頁）である。ここで言う「法的結論」や「政府の統一見解」の欠如が何を指すのかは分りにくい。戦争は国際法的には決着がついているし、戦争の「反省」については村山談話など政府の公的な見解がある。ただ、この主張がああ戦争について日本政府がまとまった歴史認識を持っていないという意味ならばその通りかもしれない。

日本においては歴史は政府が決めるものでなく、歴史家や研究者のさまざまな見解が学問的な自由競争の中で取捨選択されるうちに決まっていくものである。政府が歴史の統一的な見解を持つことは必要だとも、望ましいとも考えられておらず、この点、中国とは事情が違うように思われる。日本では仮に政府が公的な歴史認識を持ったと

しても、それが国民の受け入れる認識になるとは限らないし、政府の認識を批判する他の認識を封殺できるわけでもない。

一部の人々の歴史認識が近隣諸国との外交摩擦につながったとしても、認識そのものの是非については基本的には自由な言論に基づく相互批判の中で問われるしかない。その際、ある歴史認識が外交摩擦を引き起こすからといって、その認識が間違っているとは言えないことにも注意がいる。そこに歴史問題の難しさがあるのだろう。

次に全体的な印象として、中国側の論文には戦後の日中関係をとりまく国際環境、およびそれに影響を与えた中国の内政（内戦）に関する記述や分析が不足しているように思われる。とくに朝鮮戦争についてはその起源、中国政府のかかわり、評価などについて書いて欲しいところである。それがないと中国政府がサンフランシスコ講和会議に招請されなかった理由や日中関係の正常化が遅れた理由が分かりにくい。また国共内戦と中台関係が日中関係に与えた影響についても、もっと記述があつてよいのではないか。それも日中関係の正常化を遅らせた大きな原因である。

大躍進政策や文化大革命などが中国の対日政策に与えた影響も知りたい。これらの事件は仮に対日政策に影響がなかったとしても、中国国内を大きく揺るがした出来事だけにやはり記述が欲しいところである。もっとも、そうしたところは今後の共同研究の課題となるべきものかもしれない。

中国側論文の東京裁判に関する記述と評価には不満が残るところが多かった。東京裁判は「軍国主義という病巣を取り除き、平和で民主的な新しい日本を再建する」（四頁）といった政治目的の色合いが濃い裁判であった。したがって裁判で認定された「事実」はそうした政治目的にそった「事実」になりやすく、そのまますぐに歴史の事実と認めるわけにはいかない。当たり前のことだが、そのことはまず確認しておくべきだろう。そうすれば、東京

裁判の判決が日本の行った対外戦争について「歴史的結論」を出したという評価（六頁）の問題点は自ずと明らかになる。

中国側論文は東京裁判が「侵略戦争を防止し、世界平和を守るために積極的な試みをした」と評価している（六頁）。「試み」を認めるのに吝かではない。しかし東京裁判の経験がその後、侵略戦争の防止や処罰に役立ったという具体的な証拠を見つけるのは難しい。むしろ裁判から数年を経ないうちに、交戦国双方が相手の侵略行為とみなし、数百万の犠牲を生み出した朝鮮戦争が勃発している。その後も多くの戦争が行われたが、東京裁判のようなかたちで指導者が裁かれた例はない。

中国側論文は東京裁判がその後の「国際法の実践」に「重大な意義」をもたらしたとしている（六頁）。しかし例としてあげられているルアンダの例もユーゴスラビアの例も内戦における国際人道法違反を追及したものである。東京裁判でとくに問題になった「平和に対する罪」概念の発展に「重大な意義」を持つようなものとは思えない。「平和に対する罪」に関して言えば国際社会は未だ「侵略」の定義についてすら満足のいく答えをもっていないのが実情である。

国際社会には東京裁判に否定的な評価が決して少なくない。中国側論文はそれを認めつつも、それが裁判の正当性、公平性、歴史的意義に「マイナスの影響を及ぼすことは決してない」と断定する。しかしこれはかなり無理のある断定だろう。事後法の適用や中立国裁判官の不在、あるいは広島、長崎への原爆投下など連合国側の非人道行為を不問にしたこと、そうした問題点が裁判の正当性や公平性などに「マイナスの影響」を与えているのは間違いない。

なお中国側論文は、日本政府がサンフランシスコ平和条約一一条によって東京裁判の正当性や公平性、あるいは

歴史的意義を認めたとしている（六一―七頁）が、これは誤りである。サンフランシスコ平和条約第一条はあくまで、いわゆる戦犯のうち条約締結時に日本国内で服役中の者をどうするか（日本が勝手に釈放などできないことなど）を定めたものであった。もしこの条文が東京裁判の正当性を認めるか認めないかにかかわるものならば、日華平和条約締結時に国民政府がこの条文の適用を除外するはずがない。

日中共同声明に至るまで日中関係は四半世紀にわたって停滞したが、中国側の論文はその責任は日本政府にあるという当時の中国政府の見方をそのまま伝えているように思える（たとえば一二頁三段目の周恩来発言を参照）。日本が米国と安全保障条約を結び、台湾政府を承認したから停滞したという見方だろうが、この二つのことは結局のところ朝鮮戦争と中国内戦が原因になっていることを忘れるべきではない。

その点に関連して中国側論文は、日本が「すでに中国の合法的な政権の地位を失っている」国民政府と平和条約を締結したことで新中国との国交回復の門が閉ざされてしまったと論じている（九頁）。たしかに日華平和条約締結以前に、国民政府は国共内戦に敗れて台湾に逃げ込んだ。しかしそれですぐにその合法的地位が失われたわけではない。中華民国は国連に加盟する多くの国が承認し、しかも常任理事国の議席を占めていた。一方、中華人民共和国は朝鮮戦争への参戦で国連から侵略者と非難されていた。日本は国連において合法的な地位を持つ国民政府と国交を回復した。中華民国との国交回復の背景には、たしかに米国の圧力もあったが、国連における北京、台湾二つの政府の地位の差もあったというべきだろう。

日中共同声明に関する記述について細かいところには、今後いくつか議論が必要などところがある。だが日中双方がそれぞれの立場や主張の違いを乗り越え、新しい時代を切り開いたという大筋には異論がない。ちなみに日本側論文では日中首脳会談でなされた尖閣諸島（釣魚島）に関するごく短いやりとりにも全く触れていない。尖閣諸島

に関する日本政府の立場は、それらの島々は歴史的にも国際法的にも日本の固有の領土であり、日本が有効に支配している。だから領有権の問題はそもそも存在しないというものである。

おわりに

日中歴史共同研究が始まってまもなく、筆者は『東亜』（霞山会、四七七号、二〇〇七年三月）に「日中歴史共同研究にどう臨むか」という小論を書いた。

日中の歴史共同研究は、過去の日中関係について、双方の歴史認識に溝があるとしたら、その溝を埋めるというよりも、その溝がどういう溝なのかについて相互の理解を深める。認識の違いをなくすのではなく、その違いを互いによく知ること、歴史認識の問題が、両国の関係全体に悪影響を及ぼさないようにするにはどうしたらいいかを考える。そのためにはあるのではないかと論じた。

そしてそのための心構えとして、いくつかのことを述べたが、何より大切だと当時考えたのは「相互の努力が必要」ということである。あたり前のように聞こえるかもしれないが、それまで日中の歴史認識に関する相互の努力といえば、「日本は歴史を直視する。中国は日本を理解する」という話になりがちだった。中国政府がしばしば繰り返す「歴史を鑑にして」という言葉には残念ながら、日本が歴史を反省すれば、中国は日本を許してあげましょうというニュアンスがあった。

だがそれでは、真に相互的な努力にはならない。真に相互的な努力とは日本側も中国側もどちらも歴史を直視する、そしてどちらも相手を理解しようとするものでなければならぬはずである。この点、日中歴史共同研究はそうした努力の嚆矢として大きな成果をあげたといっている。

ただ、筆者が担当した戦後四半世紀の日中関係の部分については、正直にいつて歴史認識の溝は大きいだけでなく、そのかたちも把握しにくいところが多かった。それはひとつには古代・中近世史、そして戦前までの近現代史に比べて、戦後の日中関係史については双方の歴史研究の蓄積が十分ではないことからくるのかもしれない。^{註3}とくに戦後四半世紀における中国の内政が日中関係にどう影響したのかということについては、中国共産党の政策評価にかかわるところが多いためか、党の公式見解に関する客観的評価など、中国側の学術的研究は進んでいない印象を受けた。そのため、相手側の論文に対するコメントでも書いたことだが、その論文から大躍進政策や文化大革命が中国の対日政策に与えた影響を知ることではできなかった。

しかし歴史認識の溝のかたちが最もわかりにくいと感じたのは、朝鮮戦争の歴史認識に関する溝である。ロシアの支援を受けた北朝鮮の韓国侵攻から始まったこの戦争は、米国を主体とする国連軍による反撃、そして反撃され、追い詰められた北朝鮮軍を助ける中国軍の介入により、軍人、民間人、合わせて数百万の死傷者、行方不明者を出す大戦争となった。そしてこの戦争は、第二次世界大戦後の東アジア国際政治地図を大きく塗り替えることにもなる。大戦中に米国の敵であった日本はその味方となり、友であった中国は敵になった。朝鮮半島は分断の長期化が避けられなくなり、中国と台湾の分断もそうだった。双方の論文が扱う時期（一九四五年から一九七二年）における日中関係のありようを決定した最も重要な歴史的出来事であるのは間違いない。

だが中国側論文には、朝鮮戦争という言葉こそ出てくるが、その起源、中国政府のかかわり、評価などについてまったく言及がなかった。中国側論文は、日中間の関係正常化が遅れたのは日本側の「中国敵視政策」が原因としている。これに対して日本側論文は、朝鮮戦争こそが主たる原因であるという基調で論じている。中国側がいう日本の「中国敵視政策」も朝鮮戦争の勃発、戦争を引き起こした北朝鮮を援助するための中国軍の介入、国連総会に

よって中国が侵略者として認定されたことなどによると見ている。

双方どちらが正しいかと議論する前に、ともかくどのような認識であれ、朝鮮戦争に関する中国側の歴史認識を示してもらわないと、双方の溝のかたちはよくわからないし、それがわからないと日中関係の戦後史に関する共同研究の進展は望めない。

今年、中華人民共和国は成立七〇周年を迎えたが、来年は朝鮮戦争勃発から七〇年の節目の年にあたる。この点、日中両国の「戦後」史は、日中戦争後の「戦後」史であるとともに、実は朝鮮戦争後という意味での「戦後」史でもあることを忘れるべきではないだろう。（朝鮮戦争は国際法的には終了しておらず、正しくは朝鮮戦争勃発後の「戦後」史というべきかもしれない。）今後、再び日中の歴史共同研究の機会が訪れ、筆者が担当した時期の日中関係についても研究がなされるとすれば、朝鮮戦争に関する両国の歴史認識の溝についてよく研究することが、まず何より必要な課題になると思われる。

註3 この共同研究が終了した後には日本では、井上正也氏の『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）、服部龍二氏の『日中国交正常化』（中公新書、二〇一一年）のような優れた研究が出ている。